



# くしろ男女平等参画プラン

(素案)

〈平成30年度～39年度〉

釧 路 市



# はじめに

国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画基本法にはじまり、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画により、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女平等参画社会の実現は重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題としています。また、平成28年4月1日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を完全施行し、女性活躍の拡大促進を図ってきております。

釧路市においては、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」（以下、「プラン」とする。）を策定し、諸施策の推進に努めてきました。また、平成22年12月には「釧路市男女平等参画推進条例」を制定し、男女がともに支えあい創りあげていく社会を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進しているところです。

この度、国における方針を踏まえるとともに、平成28年度に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」の結果から見えてきた課題の解決を図るため、新たなプランを策定いたしました。

また、当市の各分野別における個別計画の最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」では、基本方針のひとつに「すべてのひとが活躍できるまちづくり」を掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々の能力を発揮し、社会を支えていくことを目指しています。この方針は、男女の人権の尊重をはじめとした本プランが掲げる男女平等参画を推進するための基本理念と方向性を同じくするものであり、本プランの推進によって、少子高齢化、人口減少社会の到来により地域経済の縮小などが懸念されるなかでも、地域の活力を保つための取組につなげてまいりたいと考えておりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、ご尽力をいただきました釧路市男女平等参画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまや関係各位に心からお礼申し上げます。

平成30年 月

釧路市長 蝦名大也

# 目 次

## はじめに

### 第1章 基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨	8
2	5年間のプランの検証	8
3	プランの位置づけ	9
4	計画期間	9
5	プランの基本理念と基本目標	10
6	プランの体系	11

### 第2章 プランの内容

#### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

1	男女の人権についての認識浸透	14
2	男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	16
3	女性に対する暴力の根絶	18

#### 基本目標Ⅱ 男女が共に働くための環境づくり

1	就労の場における機会均等の推進	21
2	男女の仕事と家庭の両立	26
3	多様な働きかたを可能にする環境整備	32
4	女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進計画）	34

#### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	39
2	家庭・地域社会における男女平等参画の推進	42

#### 基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1	相談・支援体制の充実	45
2	安心して暮らせる環境の整備	46
3	生涯学習の推進	48
4	生涯にわたる男女の健康支援	49

### 第3章 プランの推進

#### 1 プランの推進体制

(1)	釧路市男女平等参画審議会	52
(2)	庁内推進体制	52
(3)	市民団体、事業者との連携	52
(4)	国、北海道との連携	52

## 2 プラン推進のための取組

- (1) 市民・事業者意識調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (2) プランに基づく施策の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- (3) 市に施策にかかわる苦情への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

\*\*\*\*\*

- 事業概要（各部関連事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

\*\*\*\*\*

## 男女平等参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

# 第 1 章



# 基本的な考え方

## 1 プラン策定の趣旨

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」や成長戦略等を通じたさまざまな取組を進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し社会は大きく変わり始めています。さらに、平成28年4月には、事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が完全施行し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。しかしながら、社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、さまざまな側面からの課題が存在しており、それらを解決していくため、実効性のある取組が求められています。

本市では、国や北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、平成23年4月には、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「釧路市男女平等参画推進条例」を施行し、これらに基づき諸施策の推進に努めてきました。また、平成26年3月には「くしろ男女平等参画プラン」の中間見直しを行い、さまざまな施策を総合的かつ計画的に展開しているところです。

平成26年3月の中間見直し後の各施策の進捗状況や、平成28年11月に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」から見えてきた課題、また、女性活躍推進法を踏まえ、本市における男女平等参画社会の実現に向けてより一層施策推進を図っていくため、新たな計画「くしろ男女平等参画プラン」（平成30～39年度）を策定するものです。

## 2 5年間のプランの検証

- ・「くしろ男女平等参画プラン（中間改定）」（平成26～29年度）に基づく各施策の推進状況については、平成28年度の各種事業実績とその事業評価の報告結果によると、「ねらいの9割以上が達成」とするA評価の事業は全体の63.0%、「ねらいの7割以上が達成」のB評価が13.3%、「ねらいの5割以上が達成」のC評価が6.4%で、概ね計画どおり実施され



ていました。また、市の審議会等委員の女性登用については4割達成を目標として取り組んでおり、平成29年度は39.9%（各種審議会等の委員選任時前における女性委員の積極的登用を依頼した結果・性別配慮が困難な委員を除いた数値）となっています。

- ・平成28年度に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」の結果では、女性従業員に対して、「基幹社員として昇進・昇格する」よう働くことを期待している企業が41.8%あり、前回調査（平成20年）時の26.7%から15.1ポイント増え、働く女性への期待が大きくなっていることがうかがえます。しかしながら、育児休業法・介護休業法の推進については、40%強が「検討の余地がある」とし、特に男性が育児・介護休業の取得することは少ない状況です。また、女性活躍推進法を受けて検討した事項については6割が特になしと回答しており、ワーク・ライフ・バランスについても「よく理解している」「だいたい理解している」が39.4%と半数に満たない状況です。ハラスメントに対する取組は半数以上が特に何もしていないと回答しており、男女が共に働くための環境づくりが必要です。

### 3 プランの位置づけ

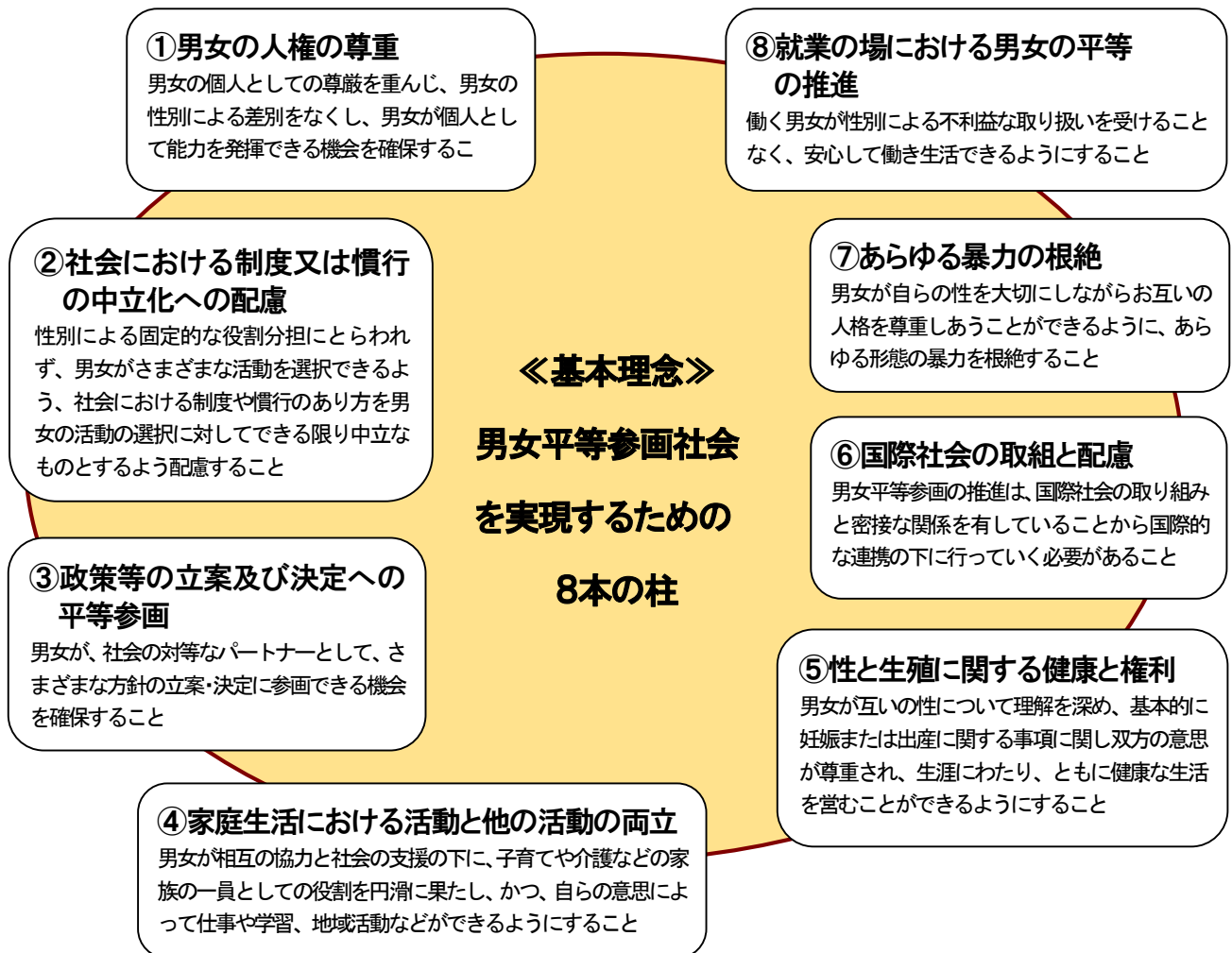
- 1 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「北海道男女平等参画推進条例・同基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、市町村推進計画として位置づけています。
- 3 このプランは、釧路市男女平等参画推進条例第10条の規定に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
- 4 釧路市まちづくり基本構想の個別の計画に位置づけると共に、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

### 4 計画期間

このプランの計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、国内外の経済・社会情勢等の変化に応じて、計画期間内においても見直しを検討するものとします。

## 5 プランの基本理念と基本目標

釧路市男女平等参画推進条例においては、男女平等参画を推進するため、次の**8つの基本理念**を定めています。



これらの基本理念を踏まえて、くしろ男女平等参画プラン（平成 30～39 年度）では、**4つの基本目標**を設定し、その目標に沿って施策を進めます。

### 基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 男女が共に働くための環境づくり
- III あらゆる分野への男女平等参画の推進
- IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

## 6 プランの体系

	(基本目標)	(基本方向)	(施策の方向)
ともに 創り あげる 社会 をめ ざし て	I 男女の人権 の尊重	1 男女の人権についての 認識浸透	(1) 多様な機会を通しての広報・啓発 (2) 調査活動及び情報の収集・提供 (3) メディアにおける男女の人権への配慮
		2 男女平等の視点に基づ く教育・学習の推進	(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
		3 女性に対する暴力の根 絶	(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成 (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	II 男女が共に 働くための 環境づくり	1 就労の場における機会 均等の推進	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等 (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実 (3) 職場における男女平等意識の推進
		2 男女の仕事と家庭の両 立	(1) 育児・介護休業制度等の定着促進 (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援 (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現
		3 多様な働きかたを可能 にする環境整備	(1) 男女の職業能力の開発と就業支援 (2) 多様な働き方を可能にするための情報提供 (3) 農業等自営業に従事する女性への支援
		4 女性の職業生活におけ る活躍の推進 (女性活躍推進計画)	(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進 (2) ハラスメントのない職場の実現 (3) 女性のライフステージに応じた支援
	III あらゆる分 野への男女 平等参画の 推進	1 政策・方針決定過程へ の女性の参画拡大	(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進 (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大 (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大
		2 家庭・地域社会におけ る男女平等参画の推進	(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等参画促進 (3) 男女平等参画に関する活動への支援 (4) 防災分野における男女平等参画の促進 (5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進
	IV 多様なライ フスタイル を可能にす る環境整備	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談窓口体制の充実 (2) 支援機能の充実
		2 安心して暮らせる環境 の整備	(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進 (2) 障がい者の自立した生活の支援 (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会 の実現に向けた環境づくりの推進 (4) 社会全体での子育て支援
		3 生涯学習の推進	(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実 (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供
4 生涯にわたる男女の健 康支援		(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援 (2) 男女平等の視点に立った性教育の促進 (3) 成人期・高齢期における健康づくり支援 (4) 保健・医療体制の充実	

【参考資料】

日本の「人間開発指数」「ジェンダー不平等指数」「ジェンダー・ギャップ指数」

人間開発指数 (HDI)

17位/188か国

ジェンダー不平等指数 (GII)

21位/159か国

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

111位/144か国

2015年

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	アメリカ	0.920
14	スウェーデン	0.913
16	英国	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
21	フランス	0.897
23	フィンランド	0.895

2015年

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
18	カナダ	0.098
19	フランス	0.102
21	日本	0.116
26	アイルランド	0.127
28	英国	0.131
34	ニュージーランド	0.158
43	アメリカ	0.203

2016年

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
13	ドイツ	0.766
17	フランス	0.755
20	英国	0.752
45	アメリカ	0.722
111	日本	0.660
116	韓国	0.649

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。指数を算出する際には「出生時の平均余命」「平均就学年数」「予想就学年数」「1人あたり国民総所得 (GNI)」のデータを用いている。1に近いほど、個人の基本的選択肢が広い、つまり人間開発が進んでいることになる。

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。順位が高いほど人間開発が阻害される要因が少ないとしている。保健分野 (妊産婦死亡率など) 等日本が優れた分野が含まれている結果の順位と考えられる。

経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野の各データをウエイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さ等が日本の順位に反映されているものと考えられる。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2016」及び世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2017」より作成

## 第 2 章



## プランの内容

## 基本目標 I 男女の人権の尊重

### 基本方向1. 男女の人権についての認識浸透

男女平等参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければなりません。そして、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などを促すことが重要なことから、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、情報の収集・提供に努めるとともに広報・啓発を進めます。

また、メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかけるとともに、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への対策充実を図ることも重要になります。特に、インターネット上の情報の取扱いについては若年層を含め広く啓発の必要があります。

今後一層、関係機関との連携を深めつつ、男女の人権尊重への理解促進に向け、意識改革を重点に置いた施策の充実に努めます。

#### （釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

### 【施策の方向と取組の概要】

#### （1）多様な機会を通しての広報・啓発

- ① 「男女共同参画週間」などさまざまな機会を通しての男女平等意識の浸透
- ② 各種講座、講演会の開催
- ③ 広報紙・ホームページ等の活用

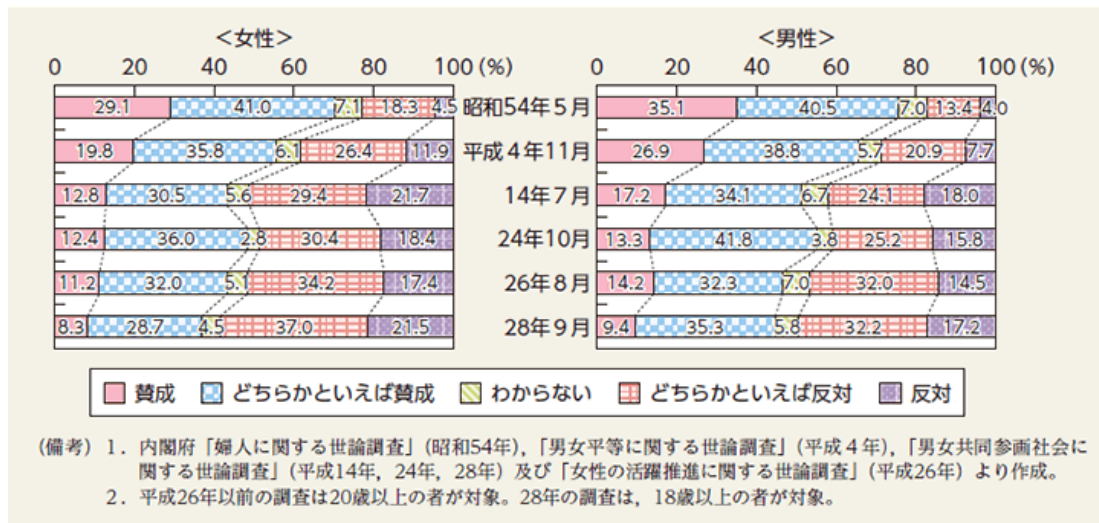
#### （2）調査活動及び情報の収集・提供

- ① 国内法等、女性に関する情報の収集・提供
- ② 関連団体との連携を通して地域への情報提供
- ③ 男女平等に関する調査の実施

### (3) メディアにおける男女の人権への配慮

- ① 女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとらわれない表現の推進
- ② 公的広報等における性差別につながらない表現の推進

【資料】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

## 基本方向2. 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが家庭、学校、地域社会で行われる教育や学習です。男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

子どもの頃から男女平等参画の視点に立った総合的な\*キャリア教育の推進が必要であり、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や能力を身につけることなどの重要性について、理解の促進を図っていかねばなりません。

また、教育全体を通し男女平等参画意識の浸透や相互理解を深めることが重要であり、教育に携わる者が男女平等参画の理念を理解し推進することができるよう、研修等の取組を促進させ、意識啓発を図ります。

家庭や学校、地域社会などあらゆる分野において、男女平等の視点に立ち、個人の多様な価値観などに応じた、男女平等参画意識を育てるための教育や学習機会の提供を進めます。

### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

## 【施策の方向と取組の概要】

### (1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

- ① 学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進
- ② 学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差(\*ジェンダー)を理解する学習の促進
- ③ 学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進

### (2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

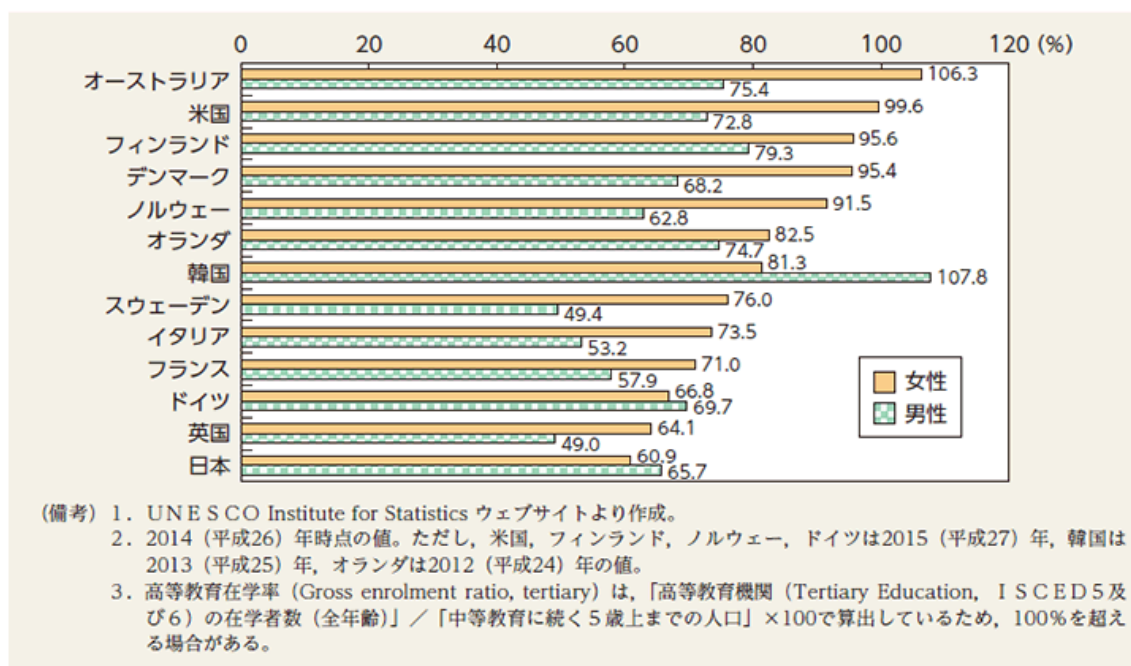
- ① 子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供
- ② 子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発



*キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育
---------	--

*ジェンダー	女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面からみた性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス（SEX）といいます。ジェンダーは、男と女という性別の違いから生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されます。これらは、男女間の不平等、性差別、固定化した役割分担など男性優位である社会のしくみに反映されているといわれています。
--------	--

【資料】高等教育在学率の国際比較



(内閣府：平成 29 年版 男女共同参画白書より)

## 基本方向3. 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかし、\*配偶者等からの暴力（DV）や、デートDV、性暴力、\*セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害は引き続き深刻な社会問題となっているほか、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえて、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、基盤づくりの強化に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを行い、関係機関や団体との連携を強化するなか、被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進めます。

### （釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

<p>*配偶者等からの暴力 (DV)</p>	<p>配偶者暴力防止法では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そのものが離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものと定義している。なお、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害についても準用することになる。</p>
----------------------------	---

<p>*セクシュアル・ハラスメント</p>	<p>「性的嫌がらせ」という意味で、一般的には「セクハラ」と略して使われる。男性が女性に対して行う場合がほとんどだが、女性から男性へ、同性間でも行われる場合がある。セクシュアル・ハラスメントの概念は、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によっては仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されている。</p>
-----------------------	--

## 【施策の方向と取組の概要】

### (1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

- ① 幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備
- ② 「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進

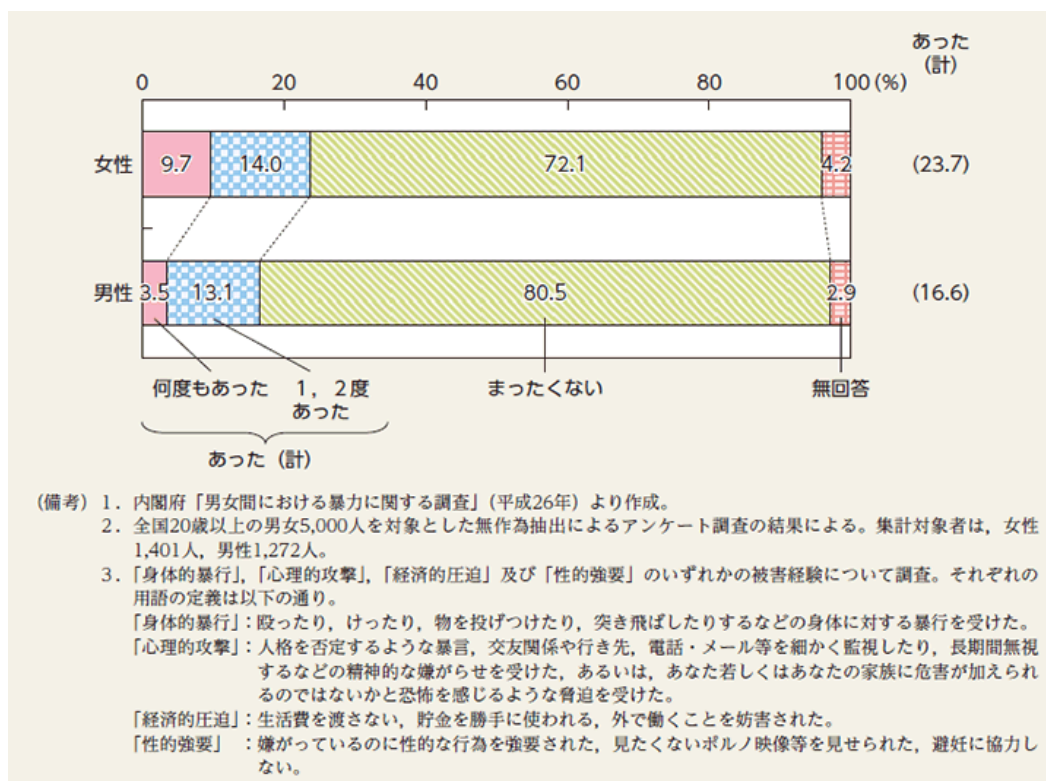
### (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

- ① 相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化
- ② 被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実

### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

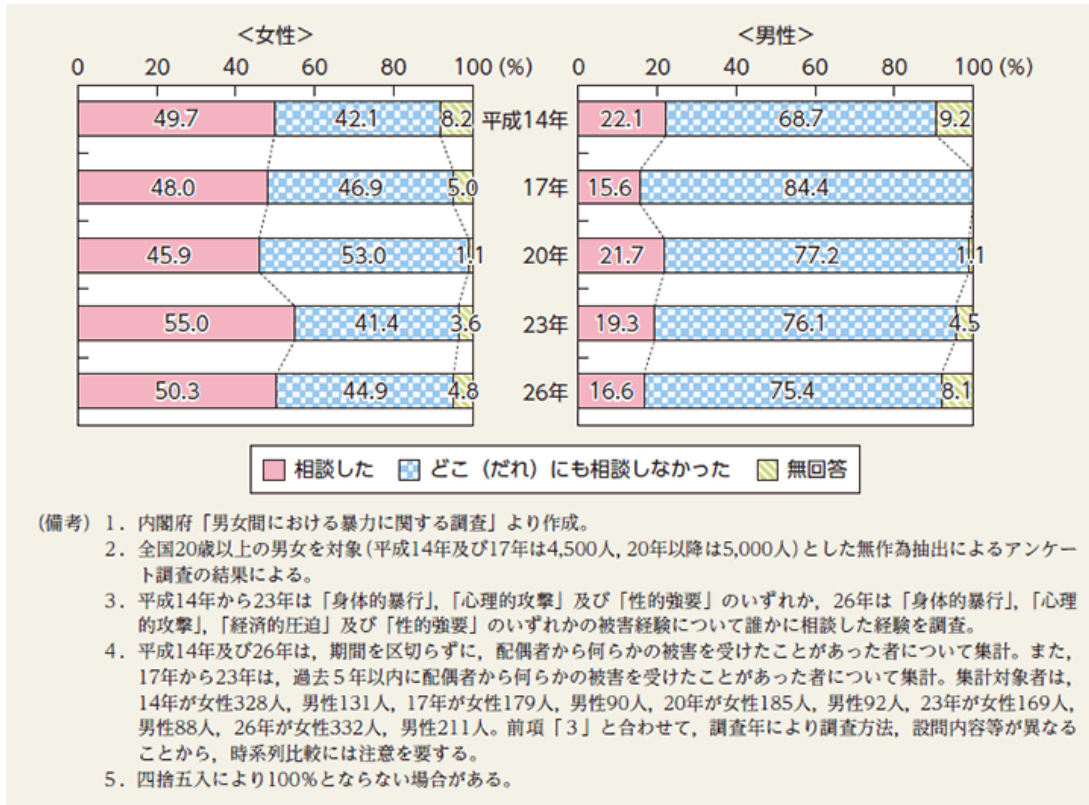
- ① 雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進
- ② セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発

【資料】配偶者からの被害経験



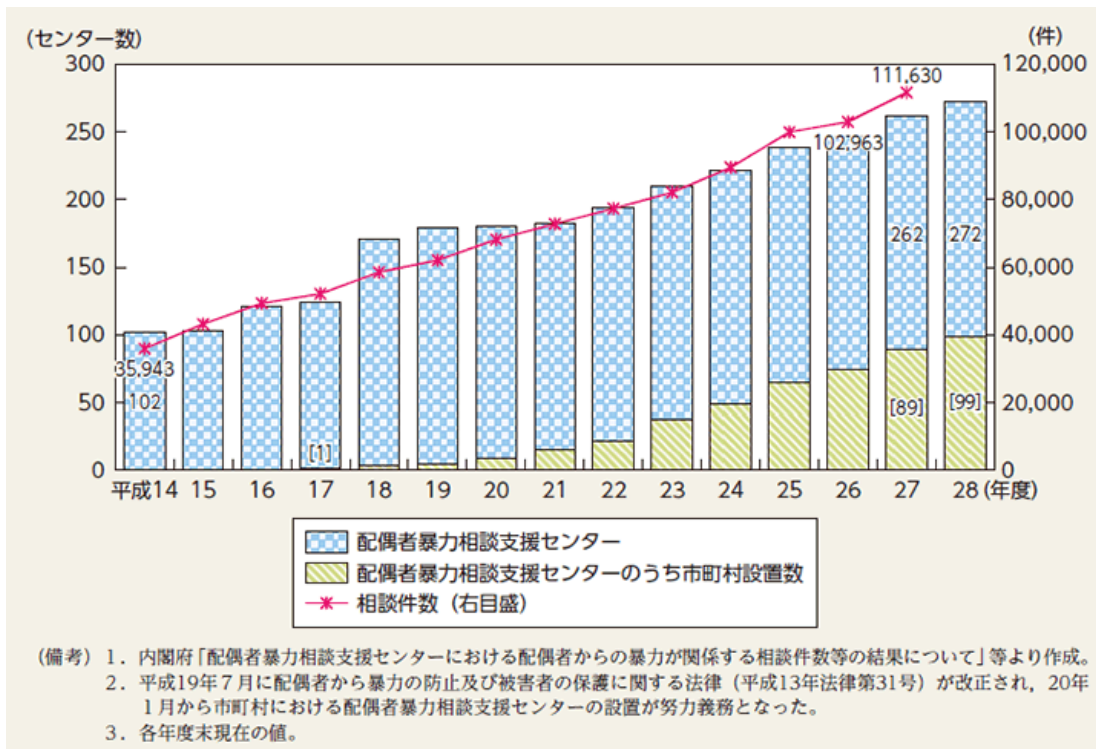
目標 I 男女の人権の尊重

【資料】配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

## 基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

### 基本方向1. 就労の場における機会均等の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。また、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会づくりは、\*ダイバーシティの推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化の観点からも重要な意義を持ちます。しかしながら、\*M字カーブ問題は、まだ解決されておらず、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多く、非常に大きな損失となっています。

さらに、\*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等による職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も必要となります。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様なニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困や男女間の格差の一因になっているとの指摘もあるため、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた一層の取組が必要となります。

以上を踏まえて、国や北海道、企業と連携し、関係法令や制度について情報提供し周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実を図るなど就業環境の整備を進めていきます。

#### （釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取扱い

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

\*ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

\*M字カーブ問題

M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

\*ポジティブ・アクション  
ン（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

## 【施策の方向と取組の概要】

### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

- ① 事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進
- ② 企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進
- ③ 女性の雇用継続の促進

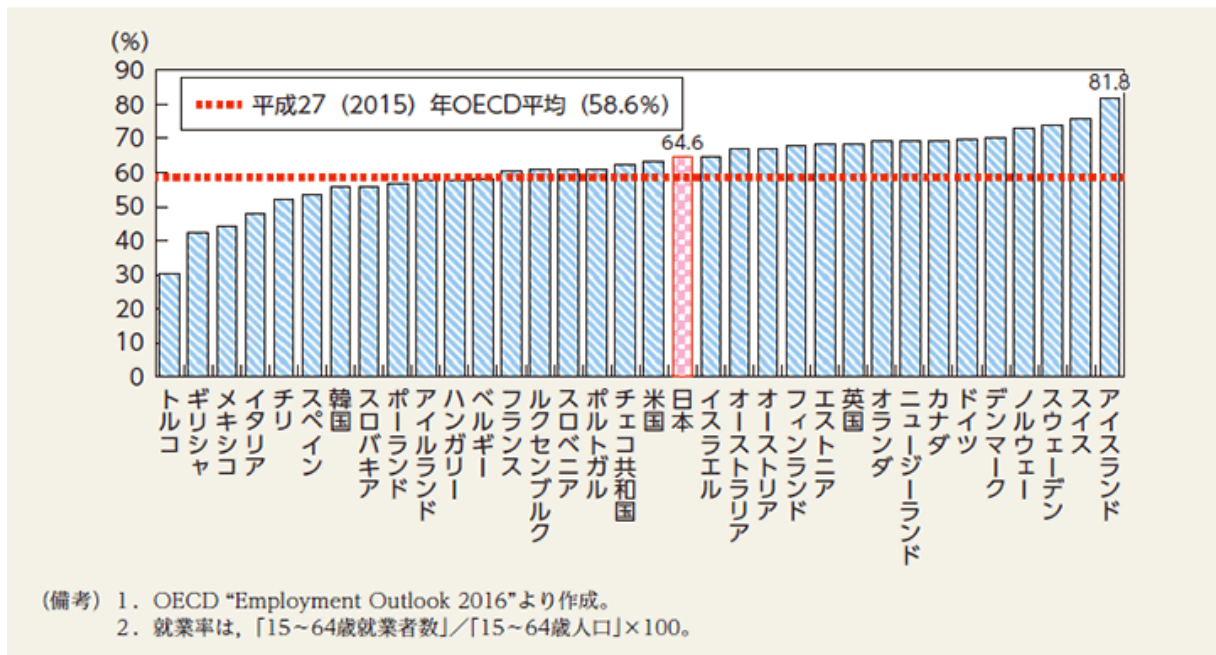
### (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

- ① 非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援
- ② 非正規雇用労働者等に係る労働法の周知や関連する情報の提供

### (3) 職場における男女平等意識の推進

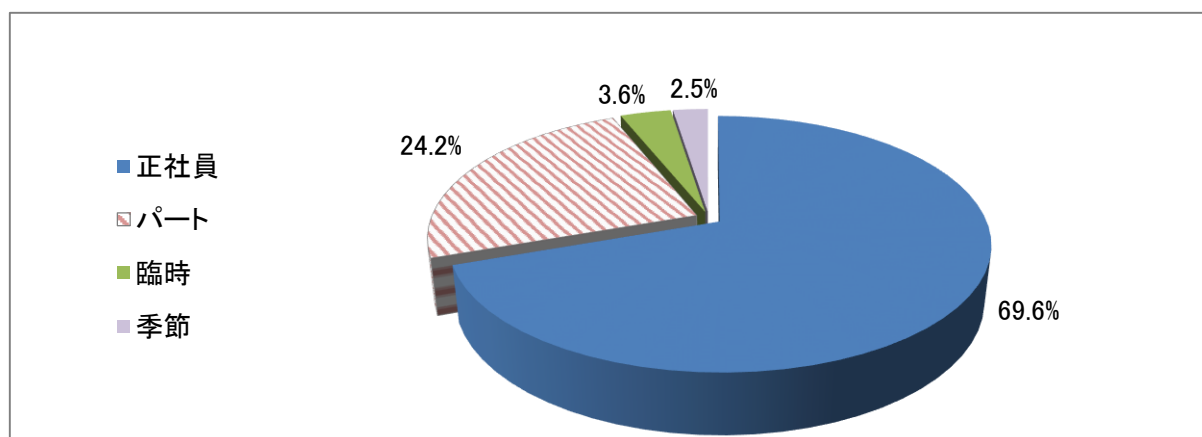
- ① 職場における固定的な性別役割分担意識の是正
- ② 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

【資料】OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（平成27年）



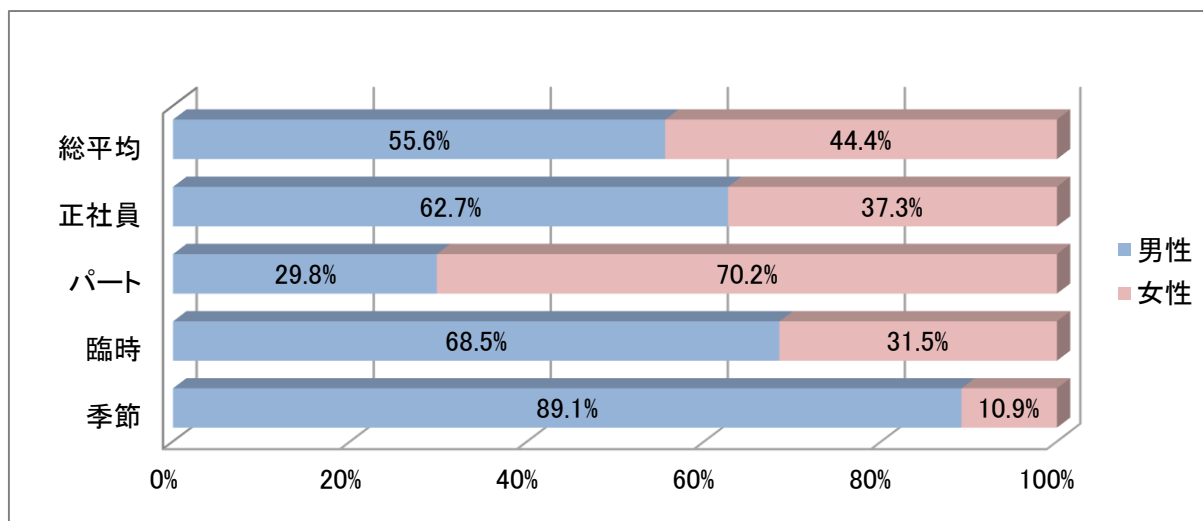
（内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より）

【資料】雇用形態別従業員構成



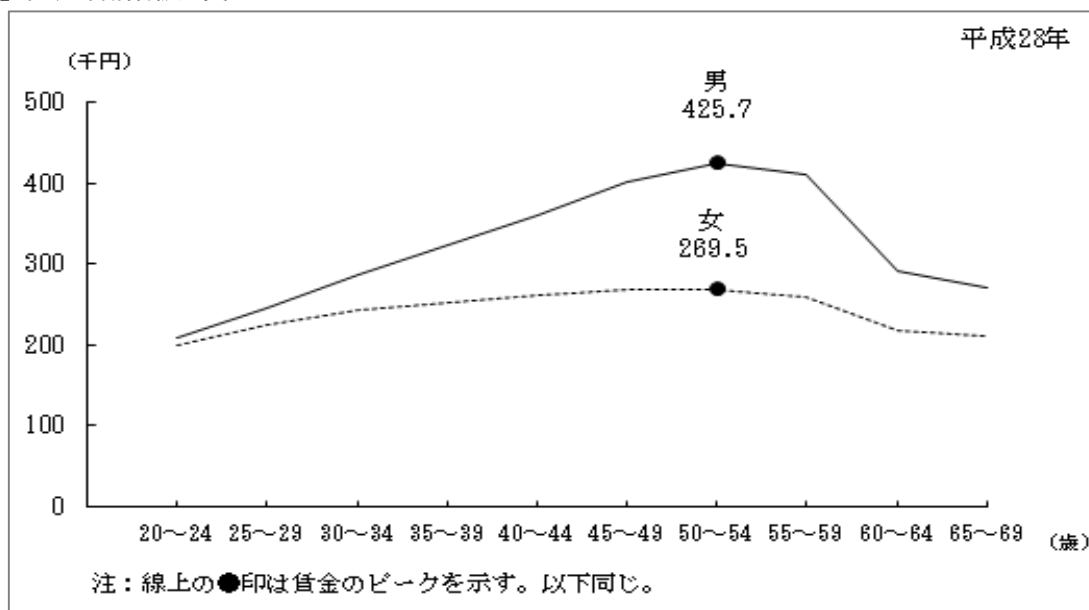
(釧路市：平成 28 年度 労働基本調査報告書より)

【資料】雇用形態別・男女別従業員構成



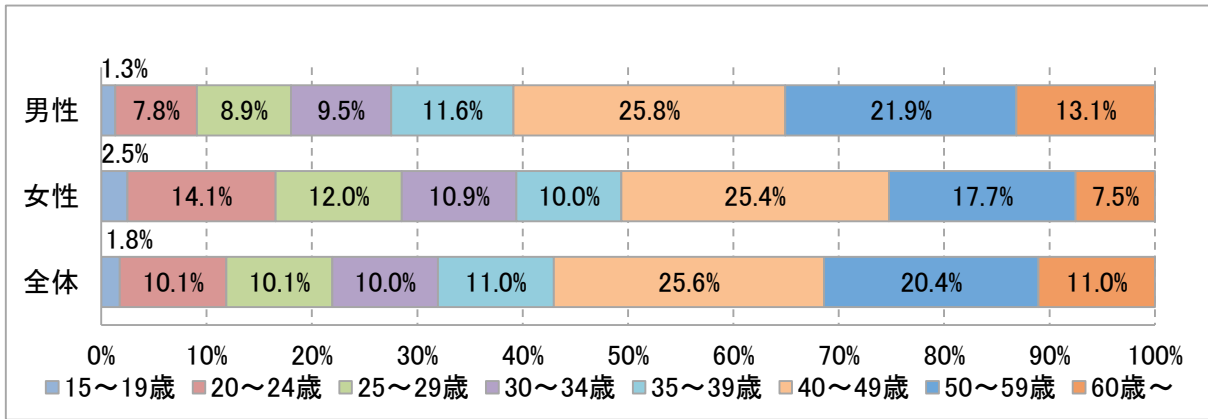
(釧路市：平成 28 年度 労働基本調査報告書より)

【資料】性、年齢階級別賃金



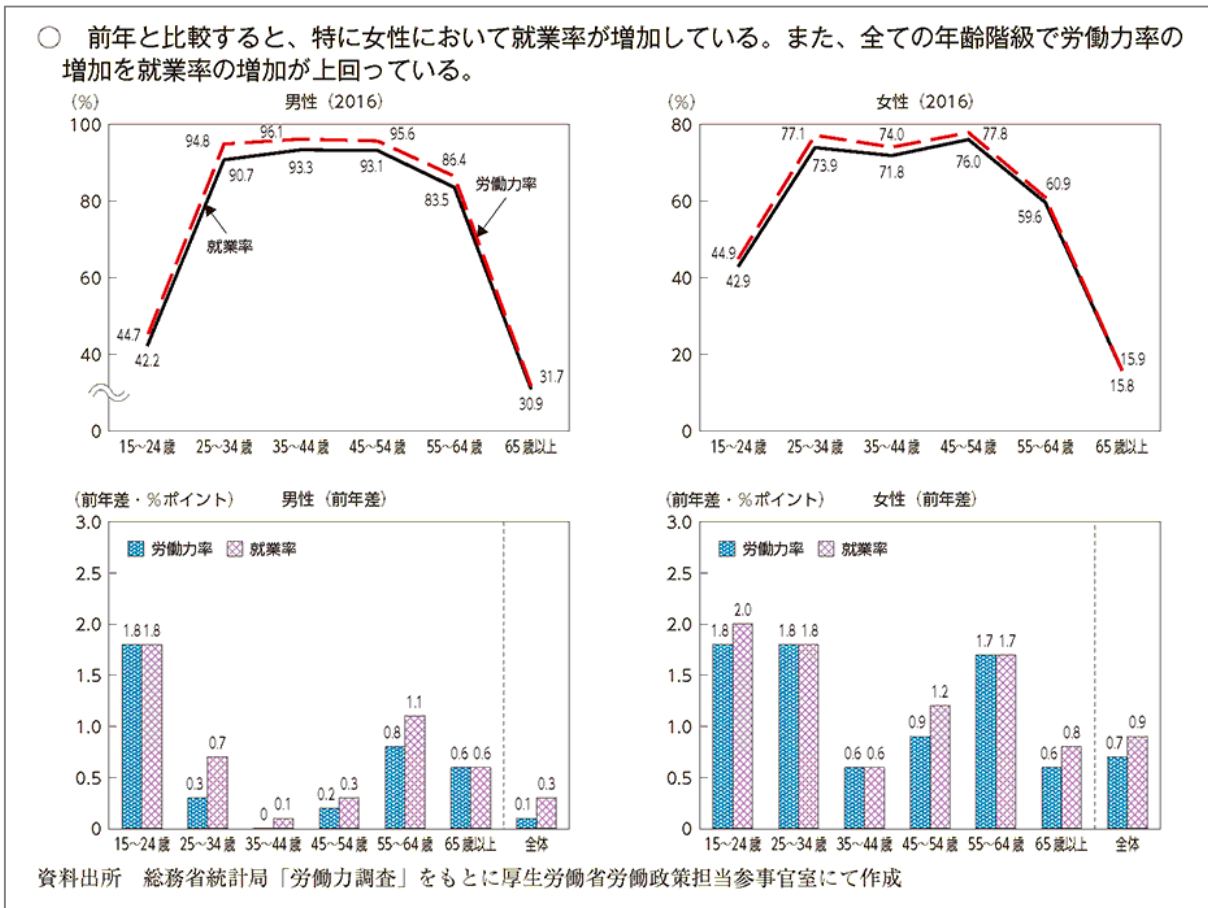
(厚生労働省：平成 28 年版 賃金構造基本統計調査より)

【資料】年齢別従業員構成（正社員）



(釧路市：平成28年度 労働基本調査報告書より)

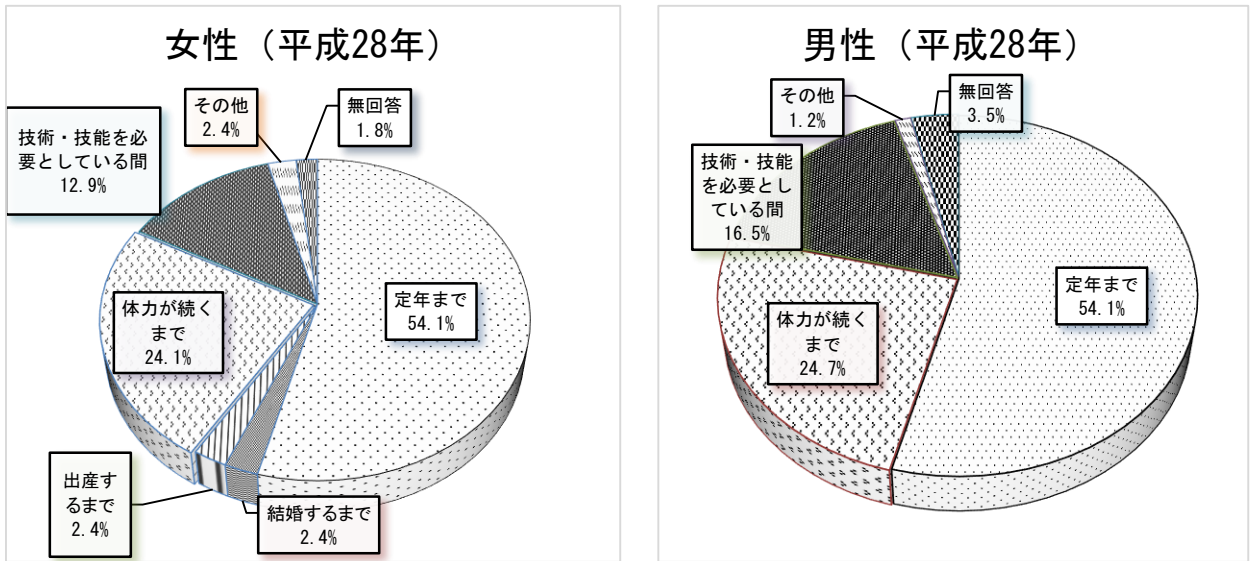
【資料】年齢階級別にみた労働力・就業率



(厚生労働省：平成29年版 労働経済の分析より)

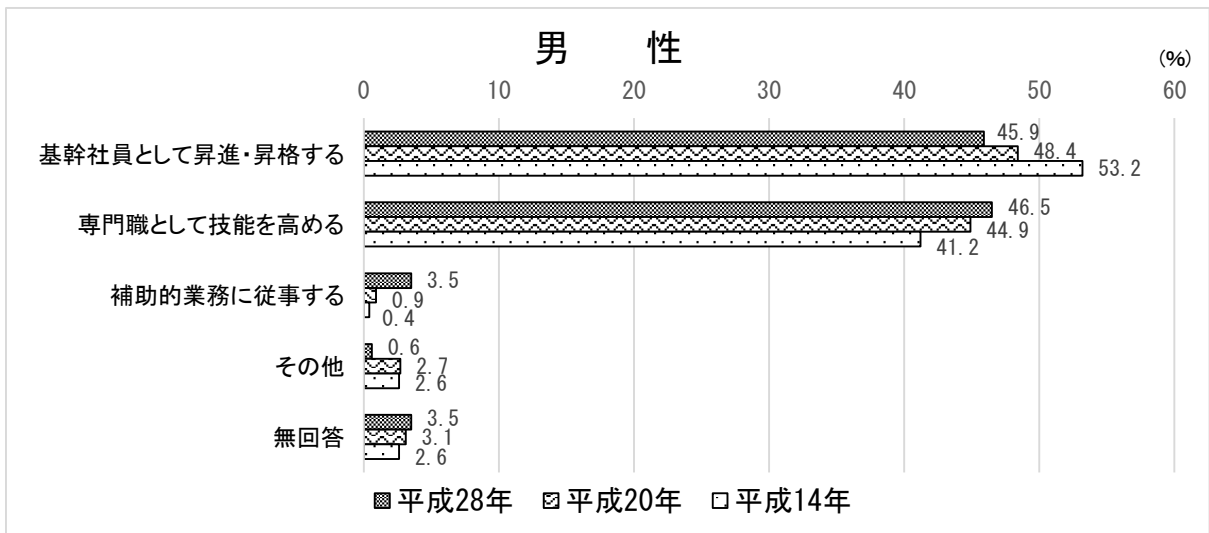
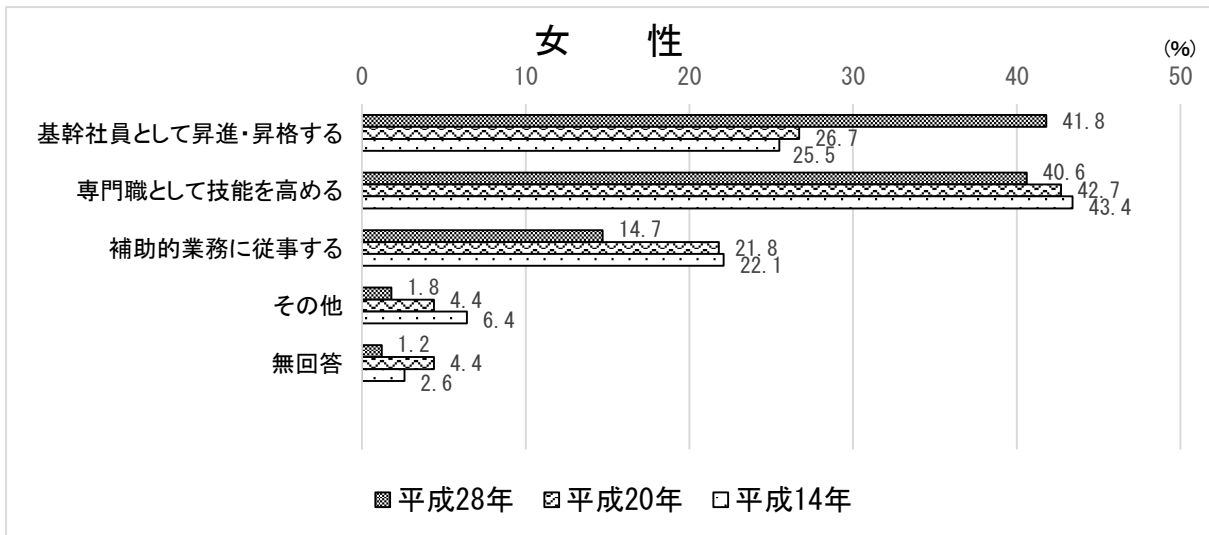


【資料】貴社では、従業員にいつまで働き続けてほしいと思いますか。



（平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より）

【資料】貴社では、従業員にどのように働くことを期待していますか。



（平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より）

## 基本方向2. 男女の仕事と家庭の両立

働く女性が増加し、M字カーブの谷は浅くなってきているものの、結婚、出産、育児、介護などにより離職する女性も多い状況です。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や効率的な働き方の推進等による「\*仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)」及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図っていかねばなりません。

企業がワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮のあり方、年次有給休暇の取得促進等に関して、好事例を紹介するなど情報提供に努めます。

併せて、パートナーである男性の子育て・介護等への参画を推進し、育児・介護休業の利用促進に繋げていきます。

### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

## 【施策の方向と取組の概要】

### (1) 育児・介護休業制度等の定着促進

- ① 働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進
- ② 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進
- ③ 育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発

### (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

- ① 女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供
- ② 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供

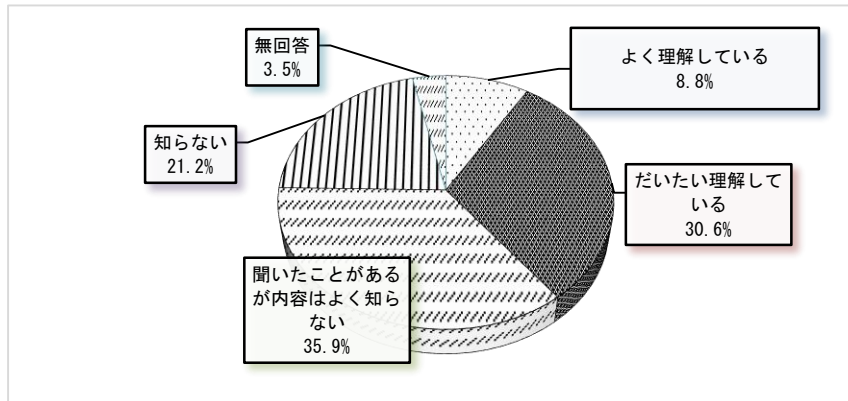
### (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

- ① 男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた各種啓発
- ② 男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発
- ④ 家事・子育て支援の促進

\*仕事と家庭の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)

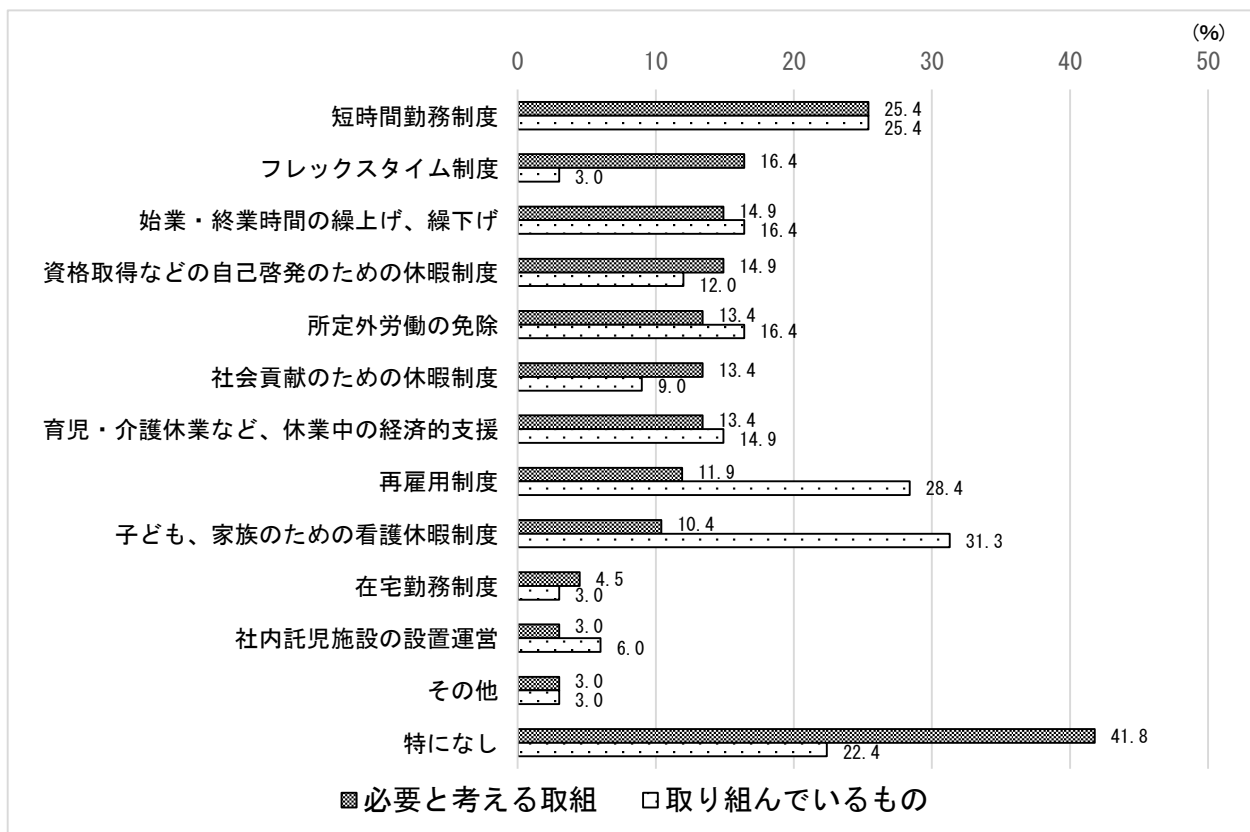
「仕事と私生活の両立」を意味する。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のこと。  
仕事優先から仕事と生活のバランスがとれる働き方や生き方への展開が急速に求められるようになってきている。

【資料】ワーク・ライフ・バランスを知っていますか。



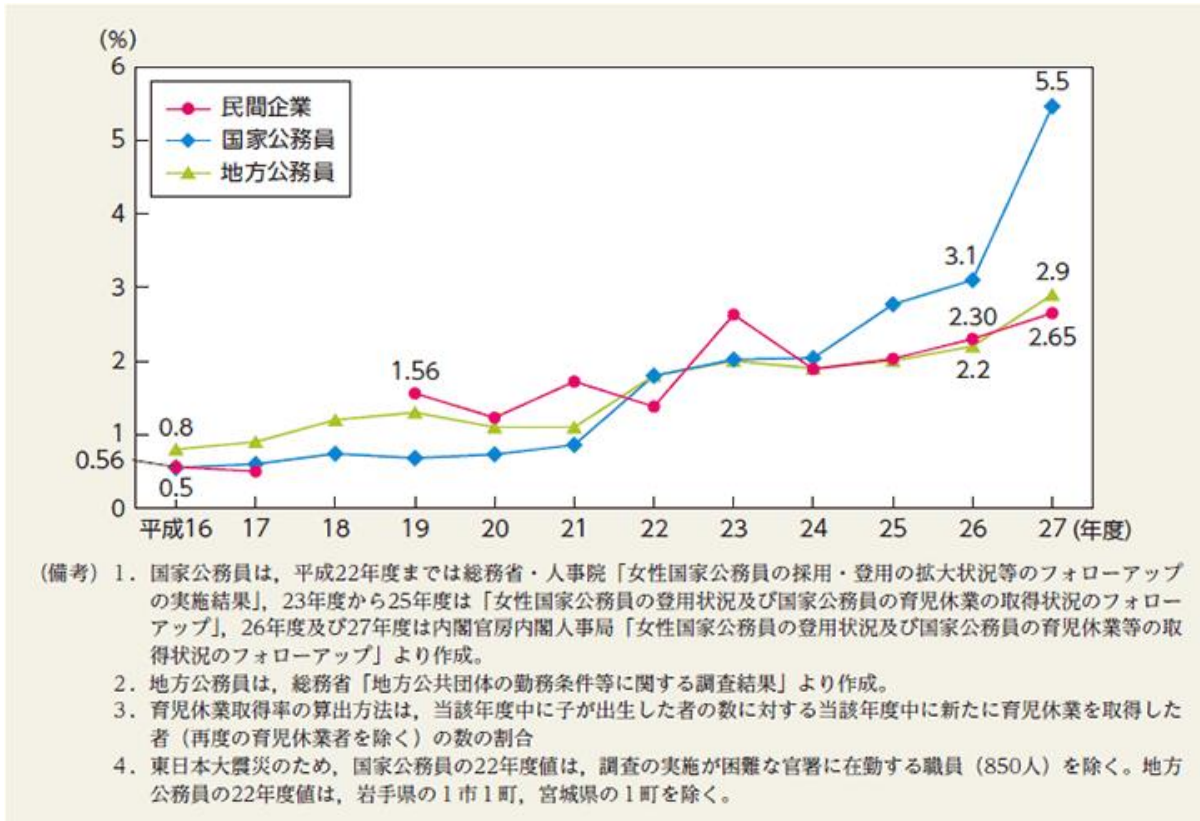
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】ワーク・ライフ・バランスを推進するために、必要と考える取組や実際に取り組んでいることはありますか。



(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】男性の育児休業取得率の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】貴社では、平成27年度に育児休業を取得（利用）した従業員はいましたか。いる場合はその総数を、また、その内訳についても期間ごとに人数を記入してください。

育児休業を利用した人数

単位：人

	28年					20年
	3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計	計
女性	8	6	40	24	78	15
男性	0	0	0	0	0	0

復帰後の配置は同じでしたか。

単位：人

	28年			20年		
	現職に復帰	以前と 変わった	計	現職に復帰	以前と 変わった	計
女性	66	12	78	10	2	12
男性	0	0	0	0	0	0

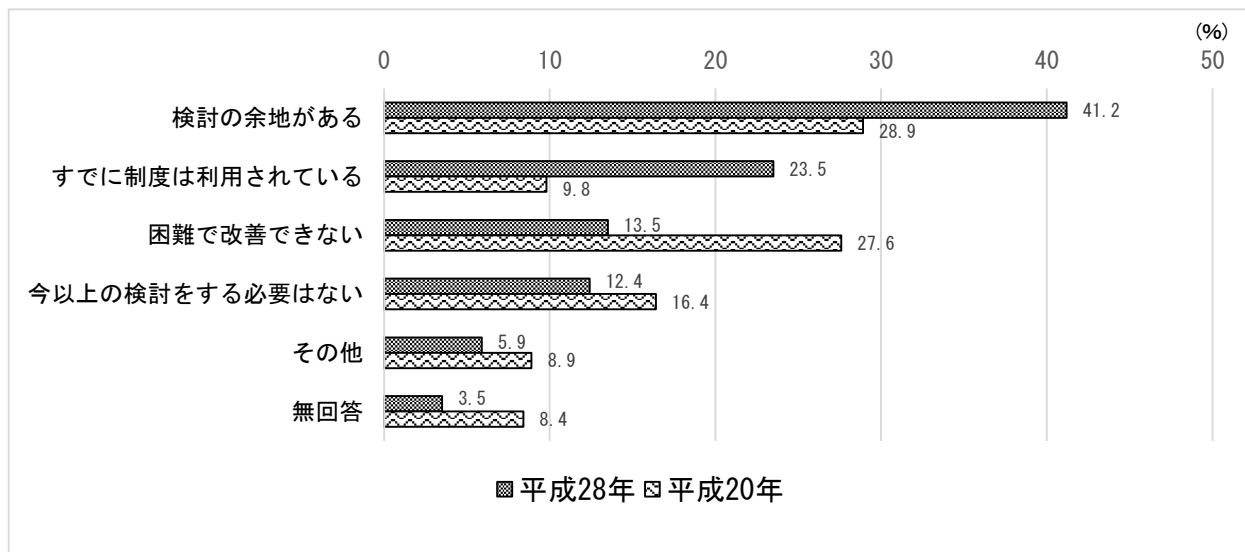
復帰後の配置の変更はどのように決めましたか。

単位：人

	28年	20年
本人の希望を配慮して会社が決定	1	1
会社の都合により決定	9	1
その他	2	0

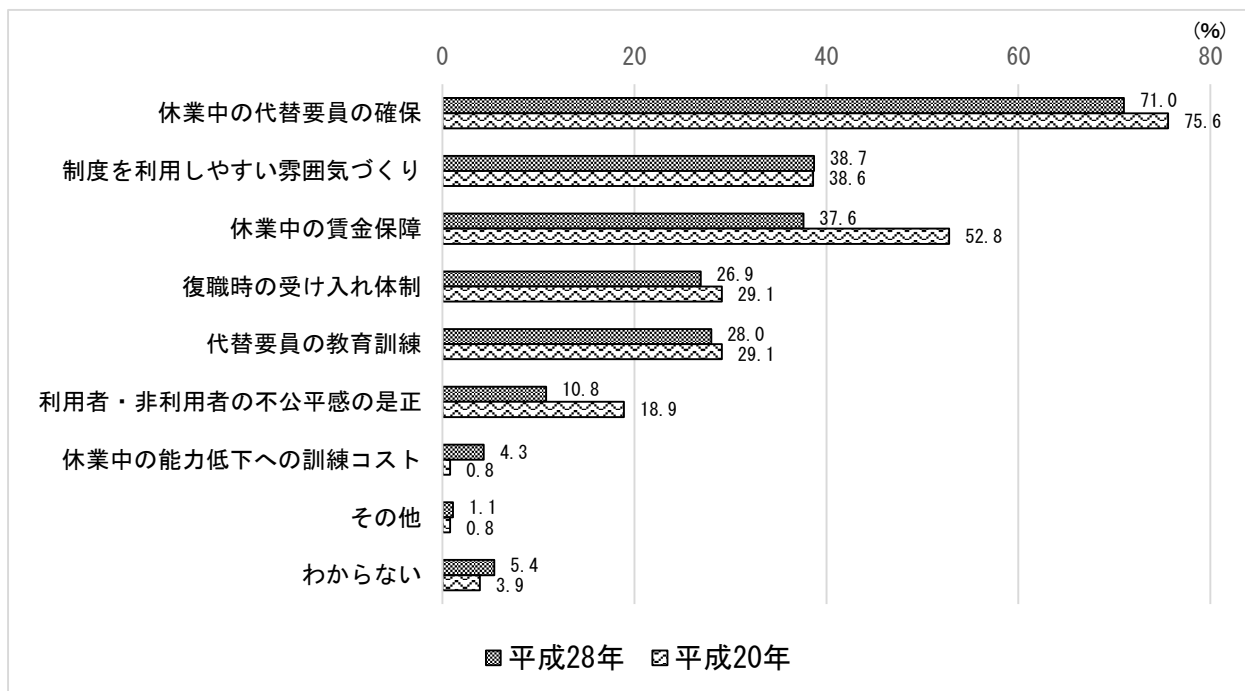
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 貴社では、育児休業法を推進していくことについて、どのようにお考えですか。



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

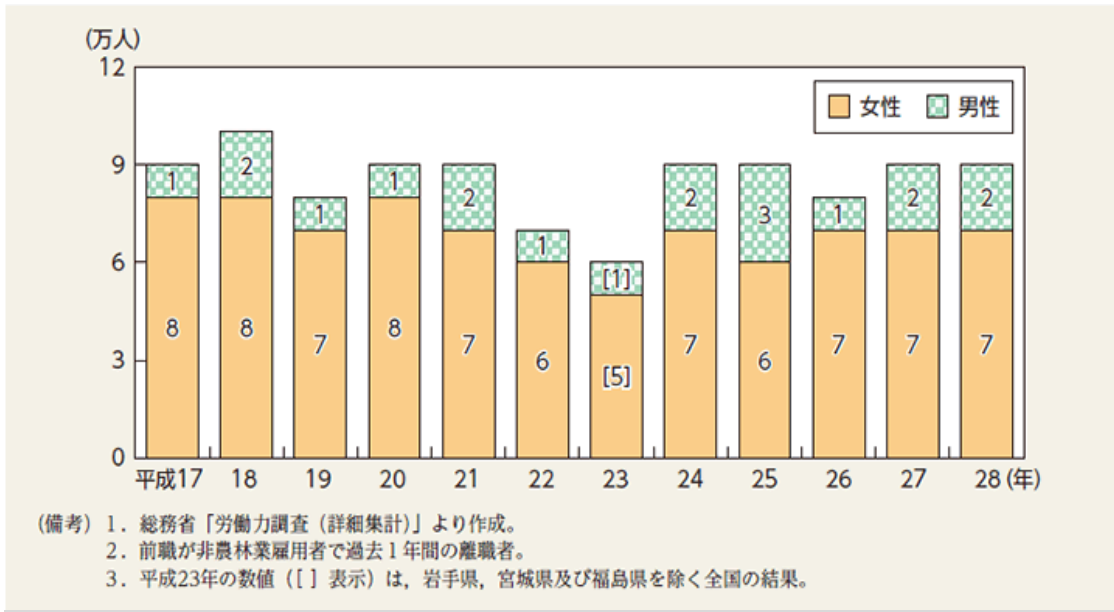
【資料】 今後、育児休業法の利用推進をするために、特に大切だと思われるものは何ですか。(複数回答3つまで)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

【資料】介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】貴社では、平成27年度に介護休業を取得(利用)した従業員はいましたか。いる場合はその総数を、また、その内訳についても期間ごとに人数を記入してください。

介護休業を利用した人数

単位：人

	28年					20年
	1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 3か月未満	3か月以上	計	計
女性	10	1	2	2	15	0
男性	6	0	0	0	6	0

復帰後の配置が同じでしたか。

単位：人

	28年			20年		
	現職に復帰	以前と 変わった	計	現職に復帰	以前と 変わった	計
女性	15	0	15	0	0	0
男性	3	3	6	0	0	0

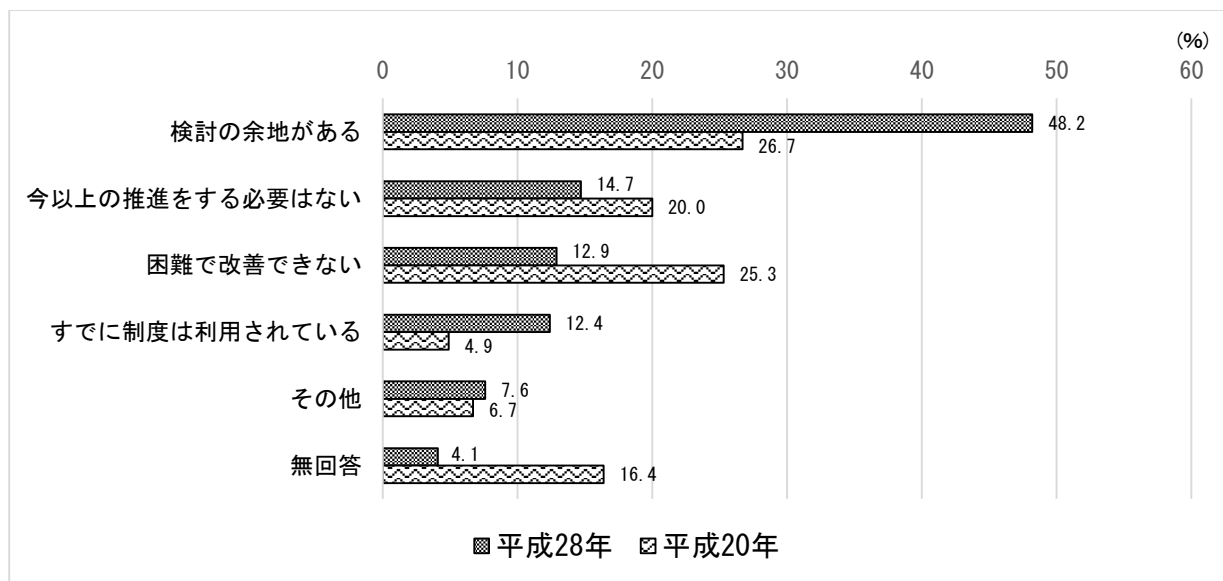
復帰後の配置の変更はどのように決めましたか。

単位：人

	28年	20年
本人の希望を配慮して会社が決定	2	0
会社の都合により決定	0	0
その他	1	0

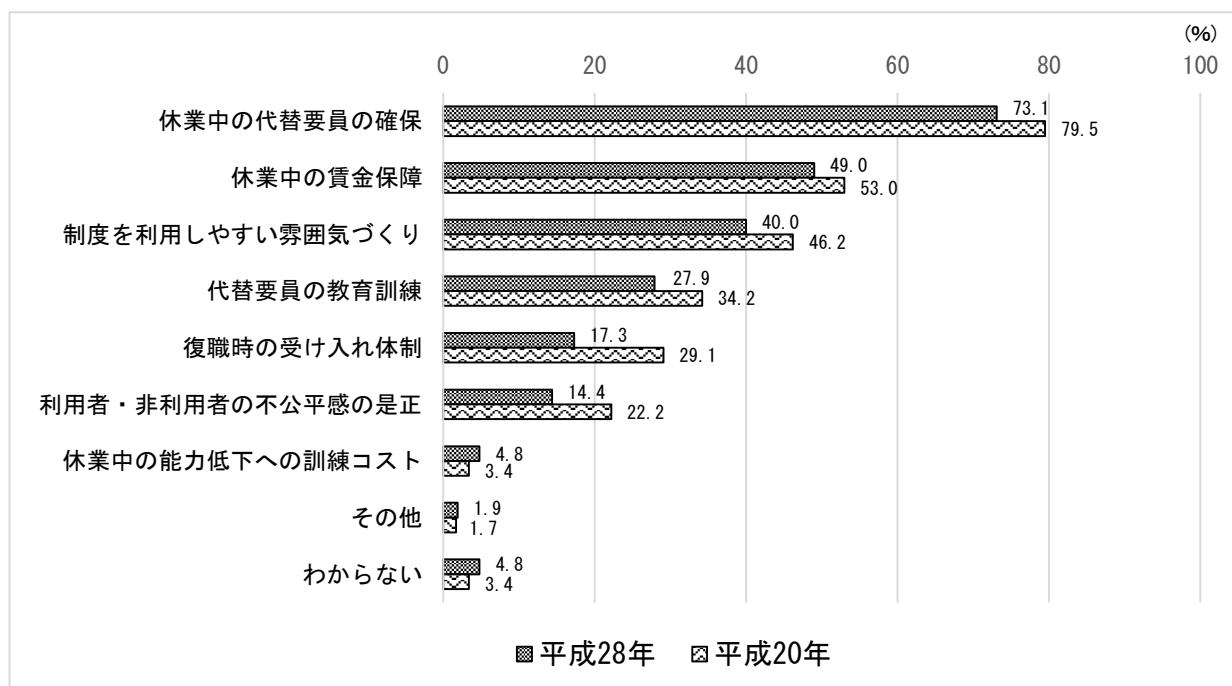
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 貴社では、介護休業法を推進していくことについて、どのようにお考えですか。



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 今後、介護休業法の利用推進をするために、特に大切だと思われるものは何ですか。(複数回答3つまで)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

### 基本方向3. 多様な働きかたを可能にする環境整備

多様な生き方、働き方がある中、職業生活においても各人の選択において能力を十分に発揮できることが必要です。

企業においては、個々の選択に応じた職業能力開発機会の確保やキャリア形成に総合的に対応した研修の実施、相談体制の整備も必要となり、行政においては、子育て・介護等との両立が可能な職業訓練や職業の紹介など情報提供等による支援を進めていかなければなりません。

また、近年は、動機や理由はさまざまですが、女性の働き方の選択肢の一つとして起業が定着し始めています。起業を志望する女性向けに、新たなビジネスに挑戦する起業家の育成や経営に関する知識・ノウハウを学ぶ機会の提供等、国や北海道をはじめ関係機関と連携のもと一層の支援に努めます。

農林水産業・商工業などの自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価され、過重な負担を負うことがないように、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等を図る必要があります。また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担の意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進しなくてはなりません。あわせて、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、\*家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組の推進に努めます。

#### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

#### \*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。



## 【施策の方向と取組の概要】

### （１）男女の職業能力の開発と就業支援

- ① 個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援
- ② 情報通信機器を活用した働き方への相談・支援

### （２）多様な働き方を可能にするための情報提供

- ① 起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供
- ② 関係機関との連携等による相談・支援

### （３）農業等自営業に従事する女性への支援

- ① 自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進
- ② 女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進
- ③ 女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進

## 基本方向4. 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進計画)

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性が多く、さらに、雇用形態を見ると、出産・育児等による離職後の再就職に当たって非正規雇用者となることが多くなっています。働くことを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくため、平成28年4月、\*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が全面施行されました。

また、職場における固定的な性別役割分担意識は、職業生活と家庭生活の両立支援制度の利用に向けた障壁や、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益等、さまざまな女性に対するハラスメントの背景にもなりやすいことから、意識を改革するための取組も急務となっています。

市も事業主として女性職員が能力を十分発揮し、活躍できる職場づくりを目指すとともに、市内企業の事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な支援や情報提供に努め、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備等の取組の推進に努めます。

<p>*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)</p>	<p>近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。</p>
--	--

### 【施策の方向と取組の概要】

#### (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

- ① 長時間労働慣行の是正
- ② 多様な働き方を選択できる環境整備
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発(再掲)
- ④ 役員・管理職への女性登用
- ⑤ 家事・子育て支援の促進(再掲)

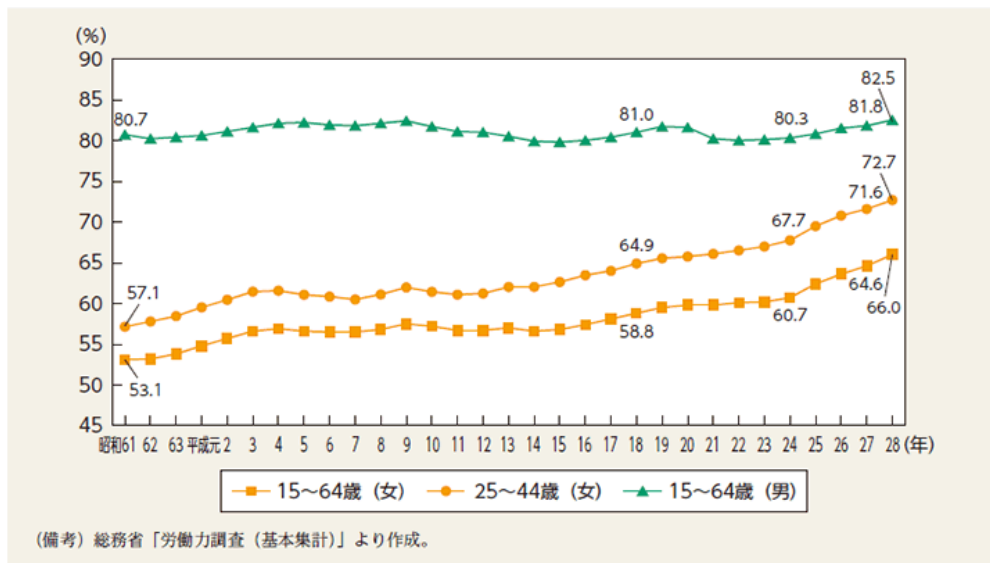
#### (2) ハラスメントのない職場の実現

- ① 妊娠・出産等による解雇等の防止
- ② 相談体制の充実
- ③ 職場研修等による意識啓発の推進

### (3) 女性のライフステージに応じた支援

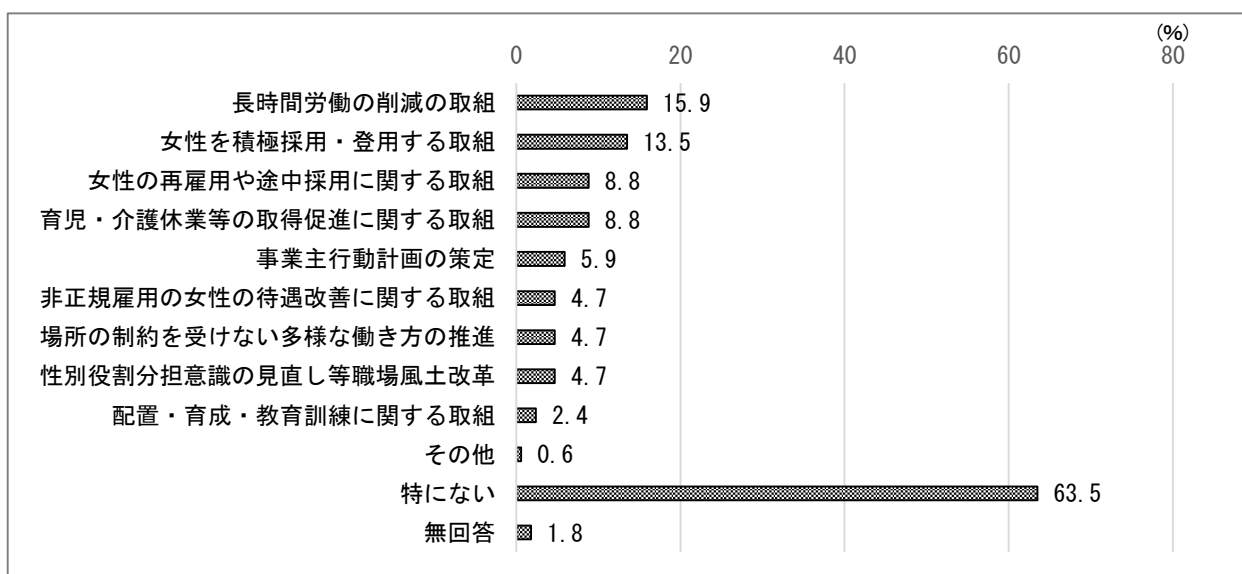
- ① 働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援
- ② 女性の雇用継続の促進（再掲）
- ③ 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）
- ④ 起業を志望する女性への支援

【資料】 就業率の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

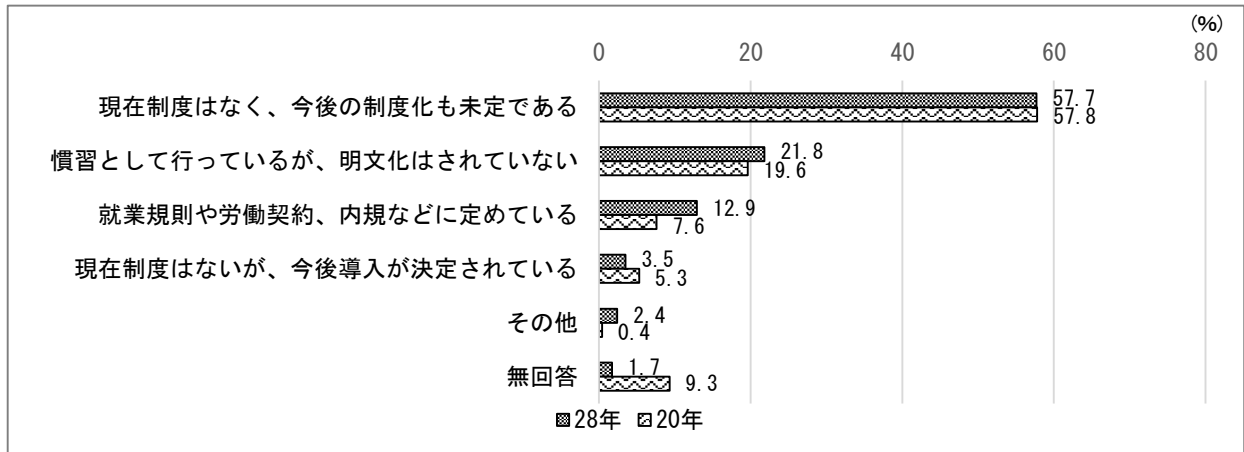
【資料】 女性活躍推進法が平成28年4月1日に施行されましたが、これを受けて貴社ではどのような検討をされましたか。(複数回答)



(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

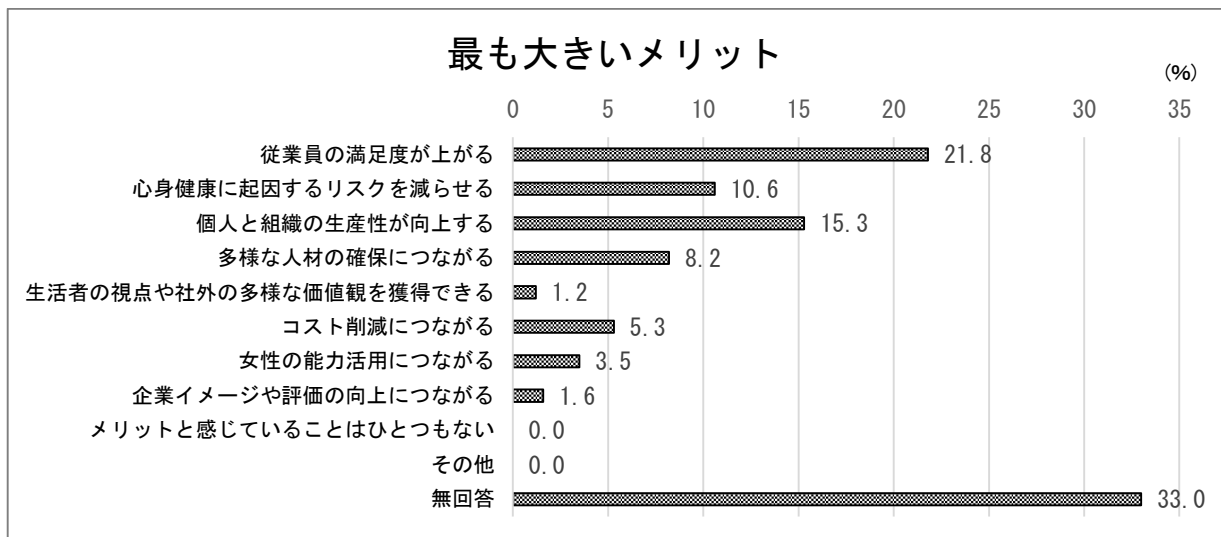
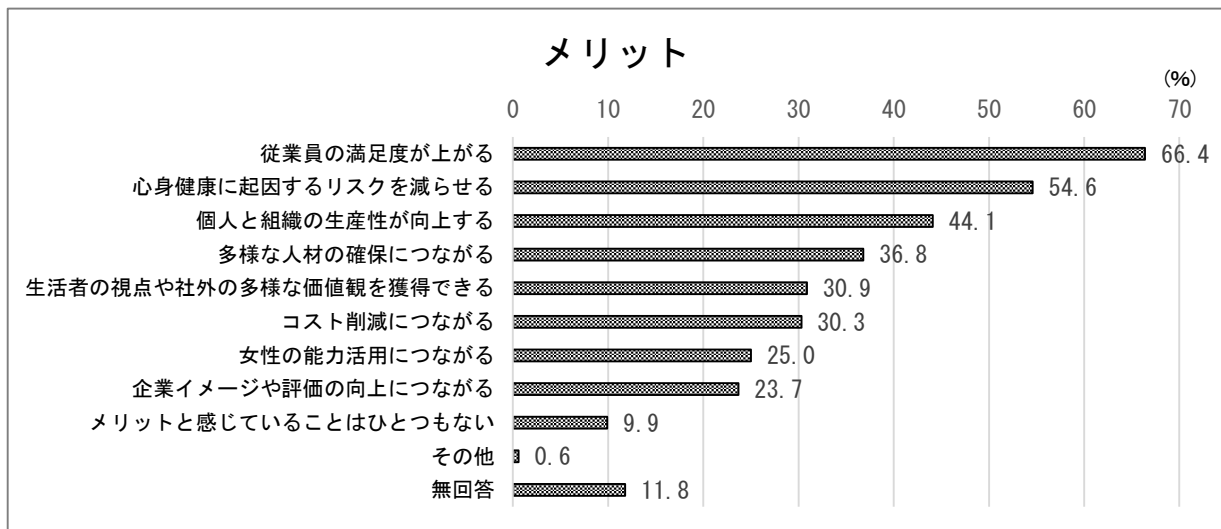
基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

【資料】貴社では、結婚・出産・育児・介護などで退職した従業員が、その後再就職を希望した場合について、就業規則などで規定していますか。



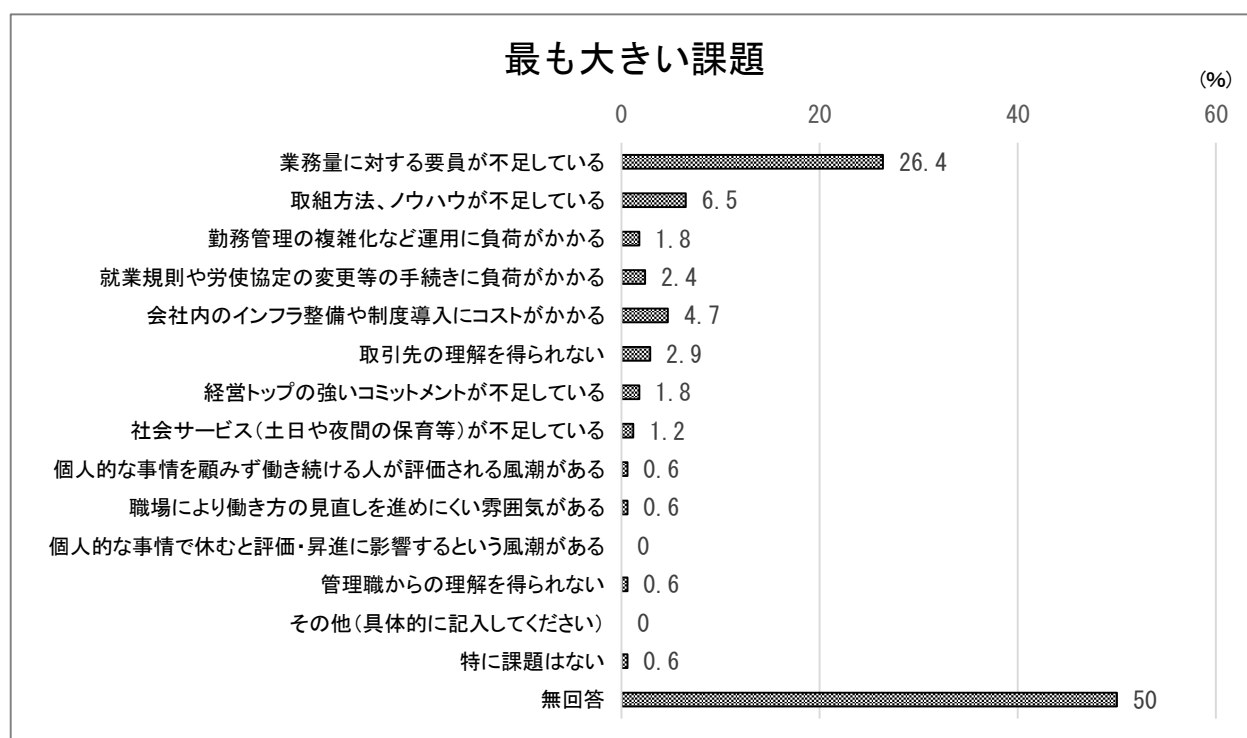
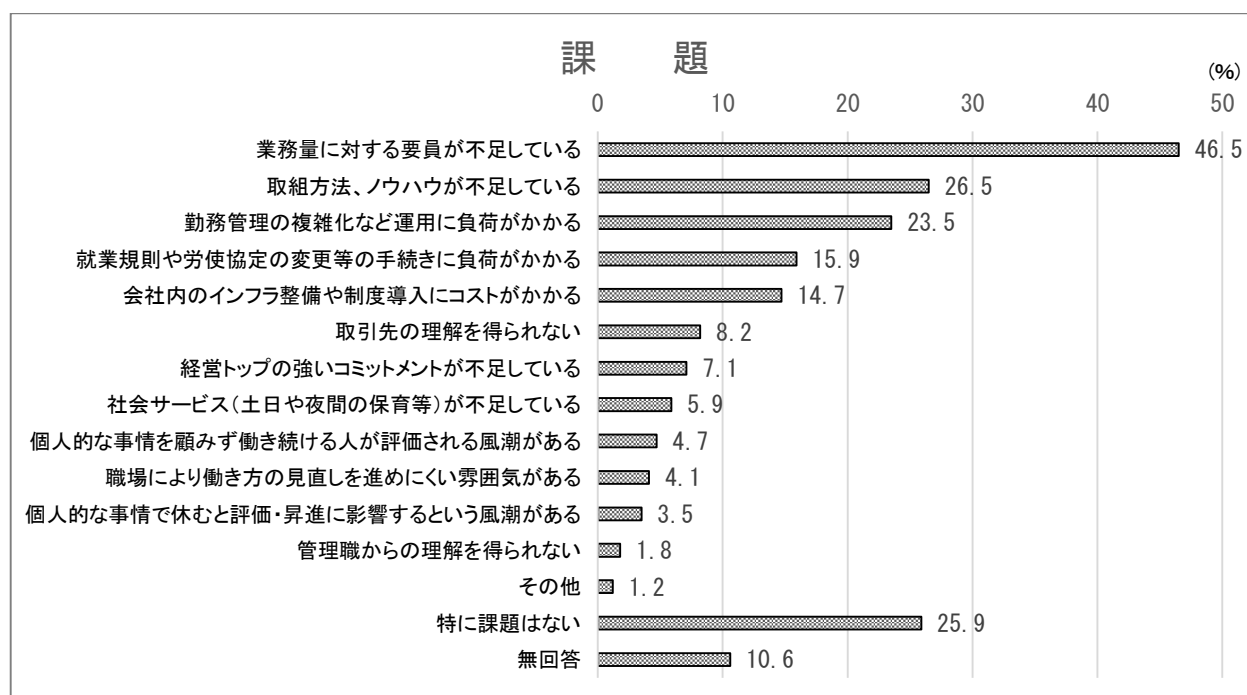
(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】貴社では、働き方の見直しを進めることによるメリットをどのように考えていますか。(複数回答)



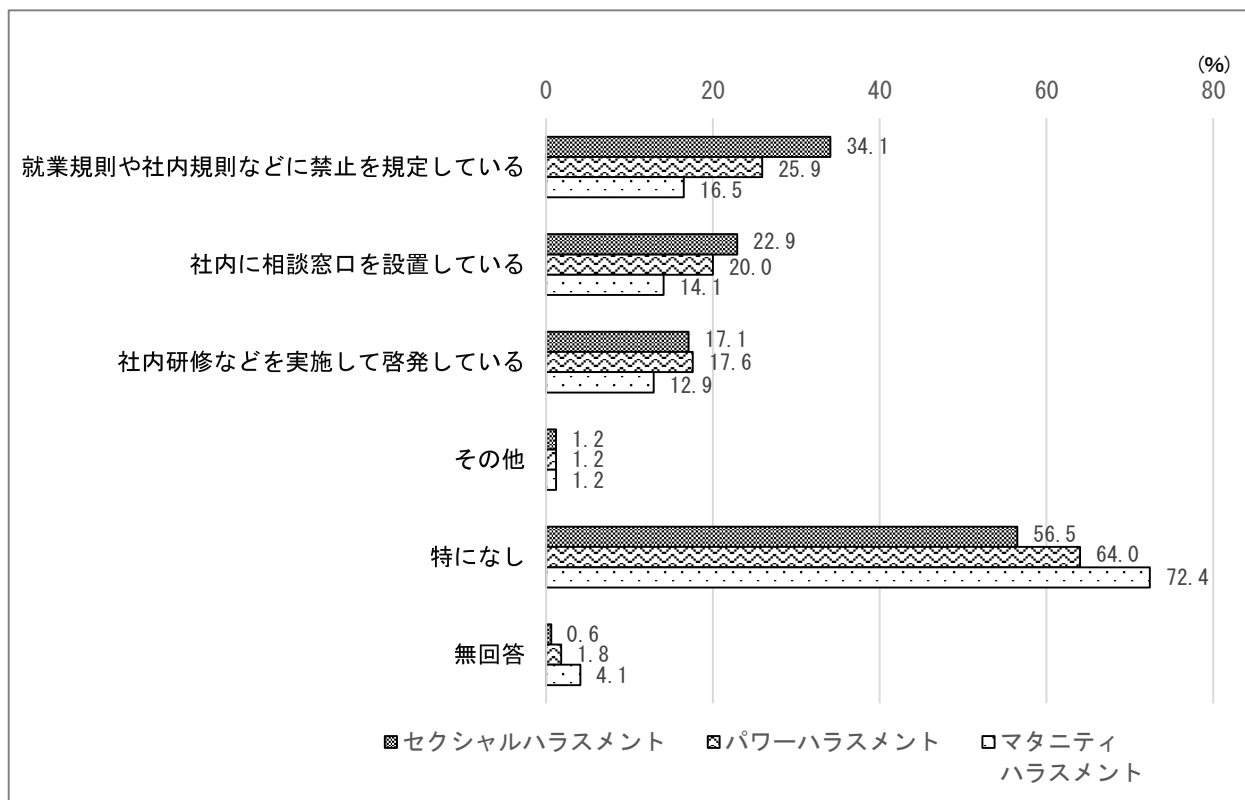
(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】働き方の見直しを進める上での、貴社の課題をお答えください。(複数回答)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 ハラスメントに対する取組を何かしていますか。(複数回答)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

## 基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

### 基本方向1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

我が国の女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものです。

国では、社会のあらゆる分野において、平成32年までに「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、女性の参画が遅れている分野においては、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた支援等の取組を進めています。

釧路市においては、審議会等委員の女性登用については4割達成を目標として取り組んでおり、平成29年度は39.9%となっています。

現在、女性の活躍に関する気運が高まっていることから、女性の参画拡大の動きを更に加速していくチャンスと捉えて、女性活躍推進法に基づき、積極的な女性の採用・登用が進められるよう情報提供等支援に努めます。

#### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

### 【施策の方向と取組の概要】

#### (1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

- ① 各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する
- ② 女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める

#### (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

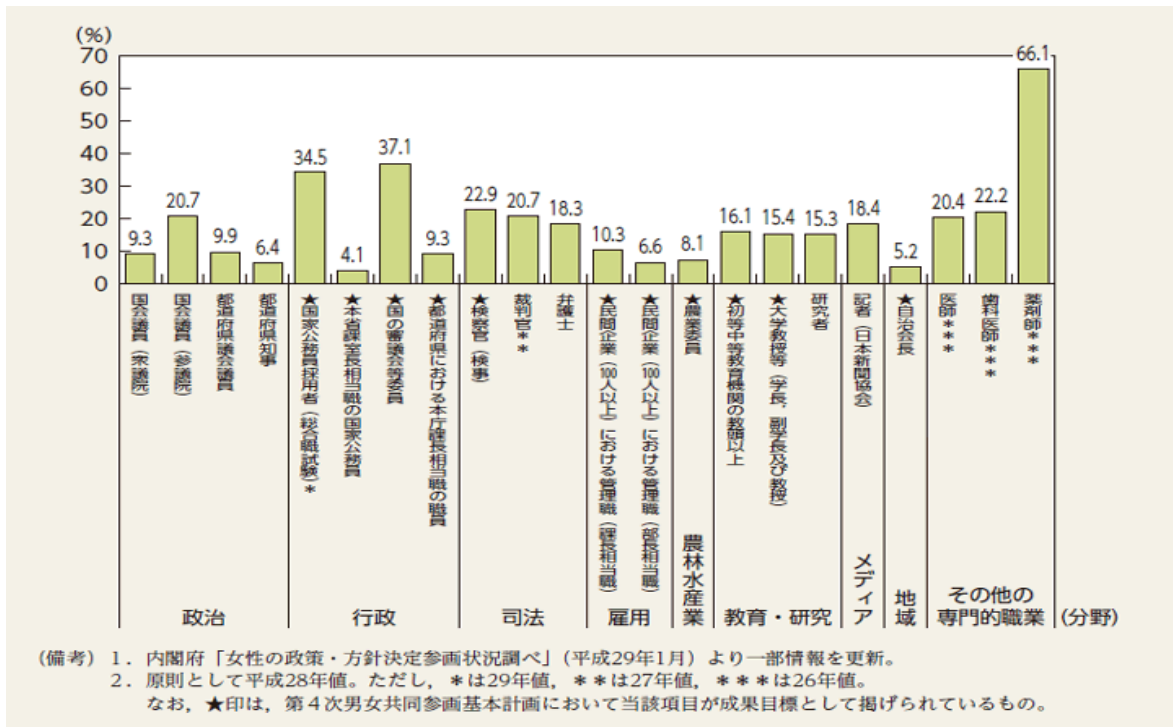
- ① まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大

#### (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

- ① 企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供
- ② 企業をはじめ各種団体等さまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用

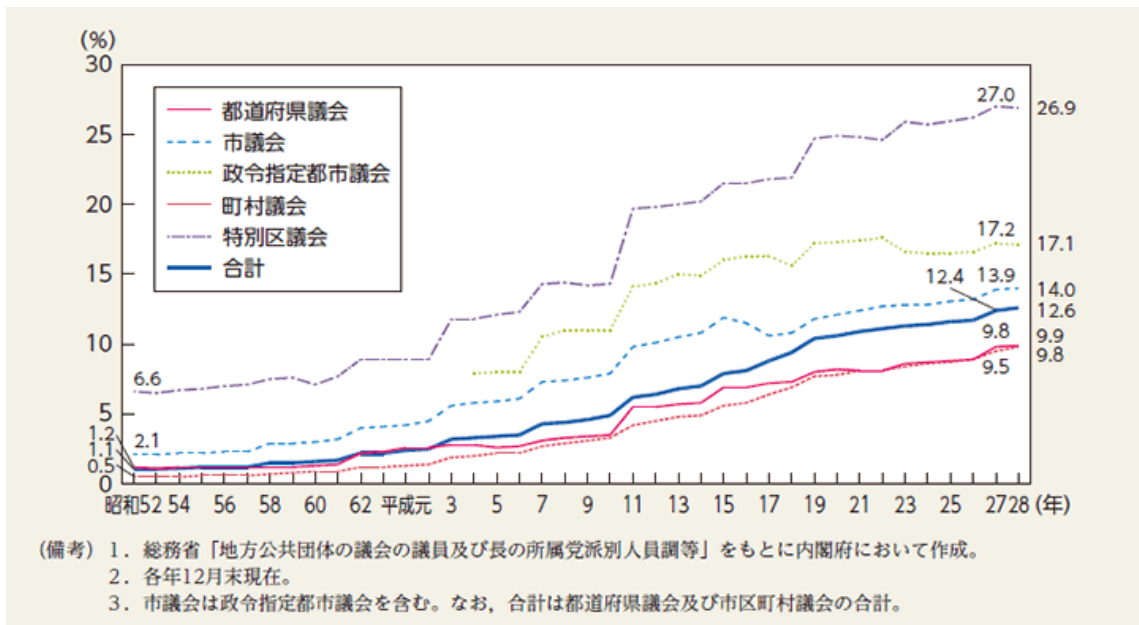
基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

【資料】各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

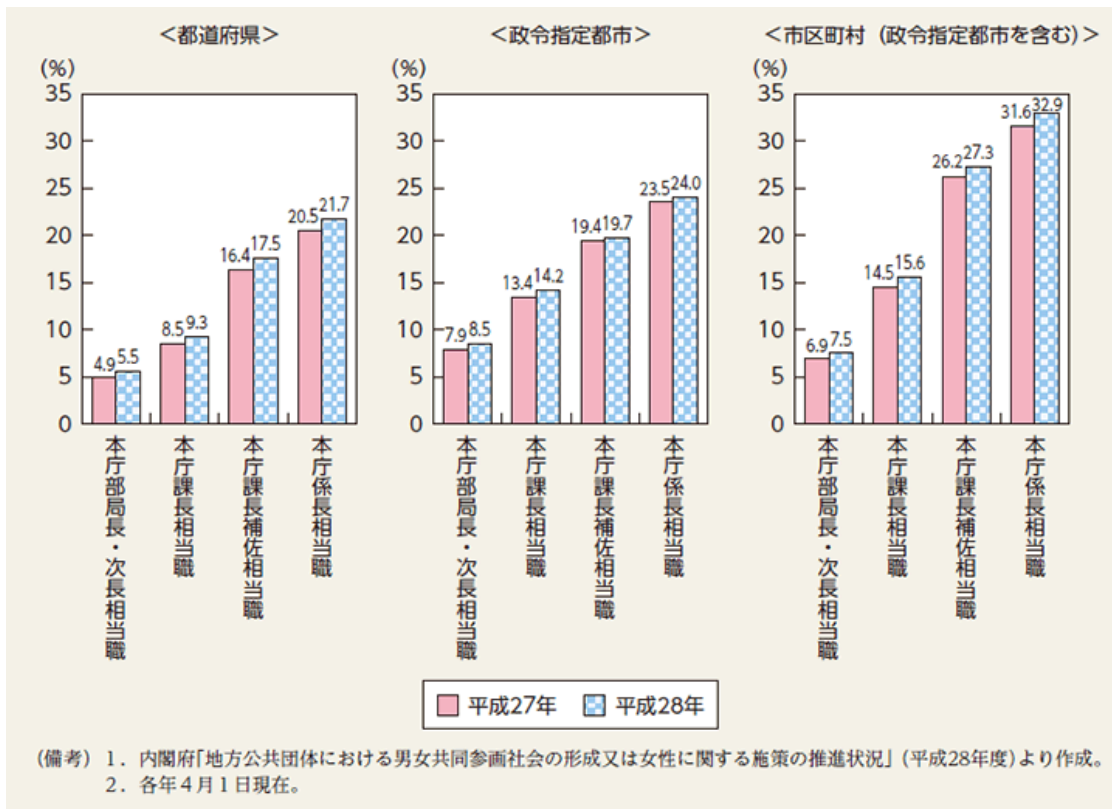
【資料】地方議会における女性議員の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

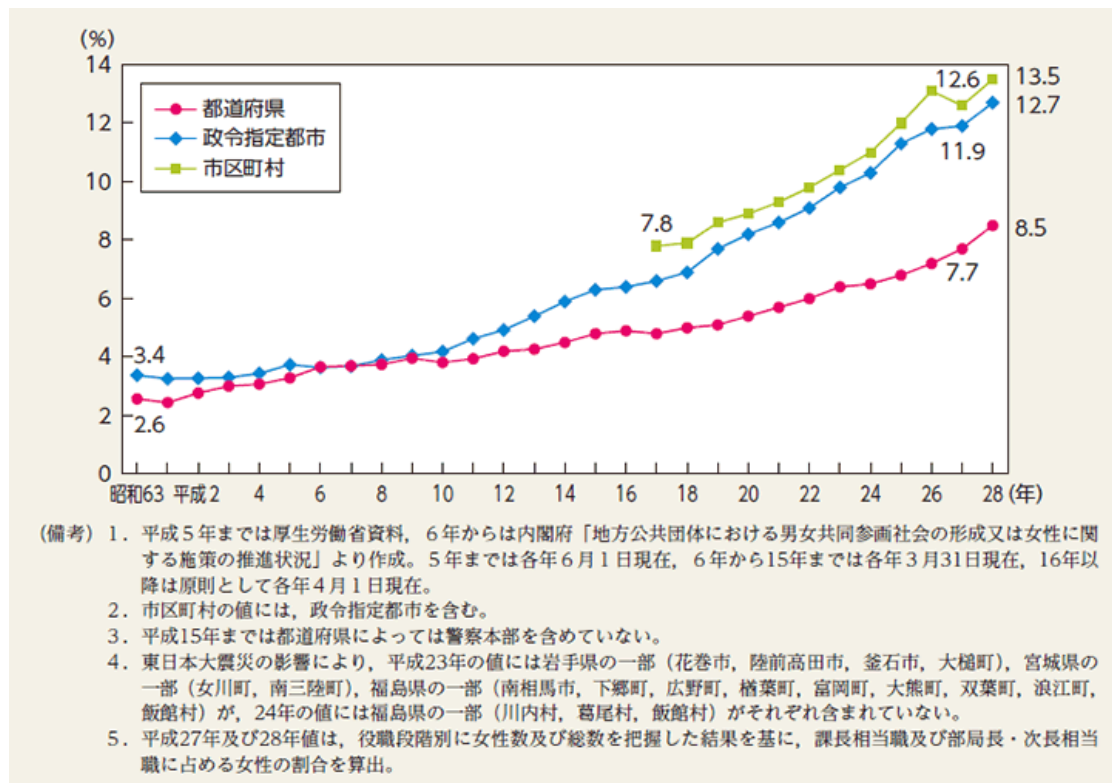


【資料】役職段階別地方公務員の女性の割合



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

## 基本方向2. 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

今後、人口が減少する中、活力ある地域社会を形成するためには、男女とも、希望に応じ、安心して働き、子育てすることができる地域社会の実現が不可欠です。

これまで男性による、家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でない状況があり、地域で行われるさまざまな活動は、専業主婦をはじめとした女性が多く担ってきました。しかしながら、PTAや町内会等、地域団体における会長等の役職は男性がその多くを占めています。これからは、地域活動への若い世代の男性の参画やリーダーとしての女性の参画拡大を図り、地域活動に男女平等参画の視点が反映されるよう、各団体等への働きかけに努めます。

平成27年9月に、男女平等参画を推進するための活動拠点として「男女平等参画センター ふらっと」を開設しました。情報や学習機会の提供、女性に関わるさまざまな相談対応、女性団体の活動支援などを進める中で、地域の課題把握に努め、釧路市における男女平等参画推進につなげていきます。

また、地震、津波、風水害等の災害は、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となります。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女平等参画の視点の導入が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。本市においても、女性の視点をさらに捉え男女双方のニーズに応えられるよう、事前の備え、避難所運営、被害者支援等が実施できるような取組を進めます。

さらに、男女平等参画に関する国際社会の動向の把握や協調及び貢献に努めるほか、姉妹都市を中心とした国際交流や国際交流団体の活動支援などを通じて、国際的な視点に立った男女平等参画への理解を深めていきます。

### （釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。

## 【施策の方向と取組の概要】

### （1）地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

① P T A ・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進

② 地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供

### （2）家庭・地域における男女平等参画促進

① 地域における自主活動組織への情報提供及び支援

② 男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指し各種講座の開催及び  
情報提供

(3) 男女平等参画に関する活動への支援

- ① 男女平等参画センターを拠点とした関係団体等への情報提供や支援の推進

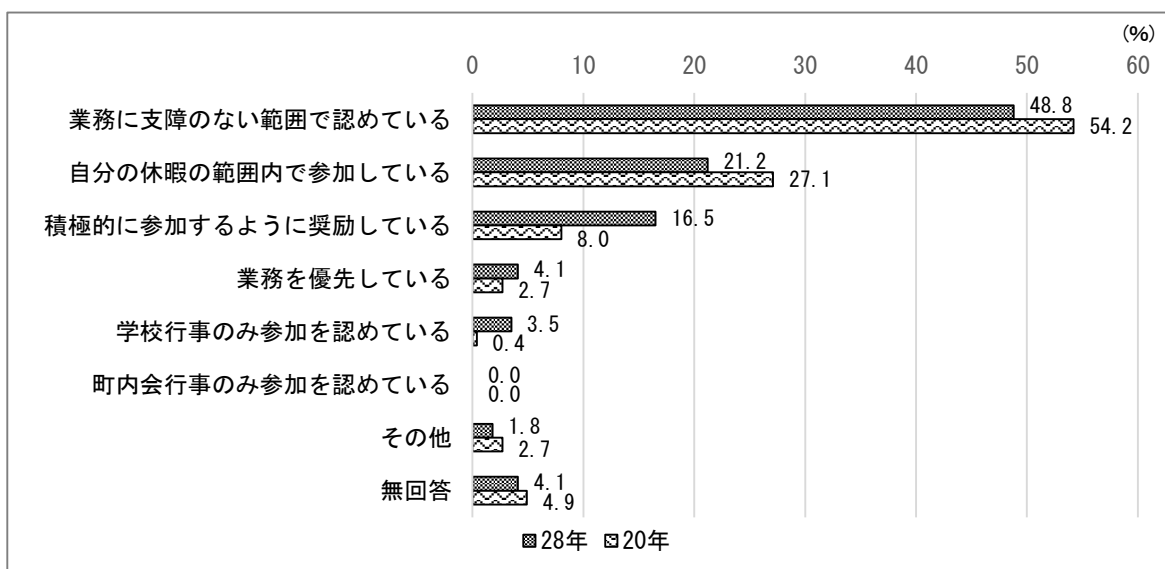
(4) 防災分野における男女平等参画の促進

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大
- ② 女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定
- ③ 男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進
- ④ 消防団における女性の参画促進

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

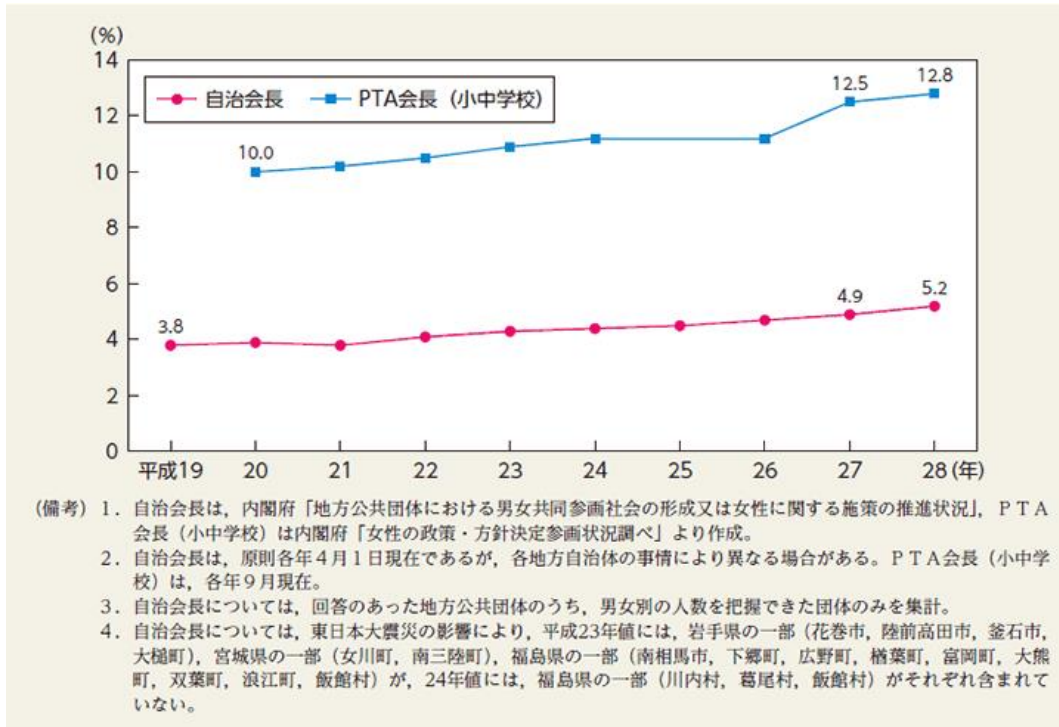
- ① 姉妹都市等との交流を通じ異文化・価値観の多様性の理解促進
- ② 世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進
- ③ 国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供

【資料】貴社では、従業員が学校行事や町内会行事へ参加することに、どのように対応していますか。



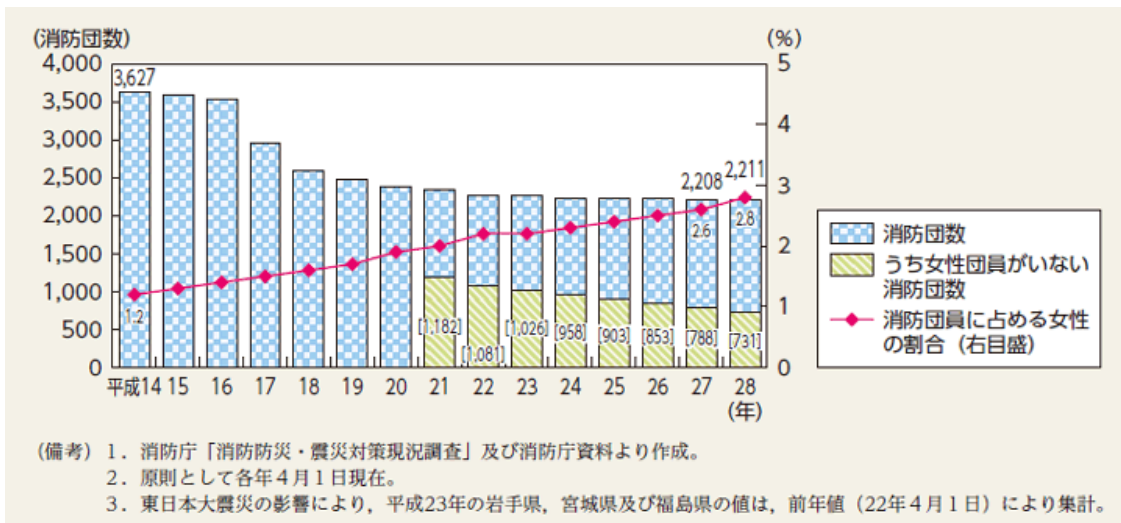
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

## 基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

### 基本方向1. 相談・支援体制の充実

男女平等参画社会を実現するためには、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生のさまざまな段階でのライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になります。

また、子育てや介護、就業、配偶者やパートナーからの暴力など、女性が関わるさまざまな悩みやニーズに対応するため、身近なところで、気軽に何でも相談できる体制づくりが必要です。

関係機関と連携・協力して男女が共に健やかな人生を築いていけるような相談・支援体制の充実を推進します。

#### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第4条の2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

第20条の1 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

第20条の2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

第20条の3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

### 【施策の方向と取組の概要】

#### (1) 相談窓口体制の充実

- ① 各種相談機関の連携及び相談窓口の周知

#### (2) 支援機能の充実

- ① 相談員の資質向上とサポート体制の充実
- ② 関係機関との連携による支援の充実

## 基本方向2. 安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化が進行する中、高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりや、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進が重要となり、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図っていかねばなりません。

また、相互に人格と個性を尊重し合い、性別や国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取組を進めます。

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加していることについては、貧困等の困難に対応することはもちろん、貧困等を防止するための取組も重要となり、加えて、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消など地域のニーズに応じた子育て支援の充実も図っていかねばなりません。

男女平等参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況におかれているすべての人が安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

### 【施策の方向と取組の概要】

#### (1) 高齢者福祉の充実及び社会参画促進

- ① 介護予防対策の促進と介護支援の充実
- ② 就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

#### (2) 障がい者の自立した生活の支援

- ① 社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進

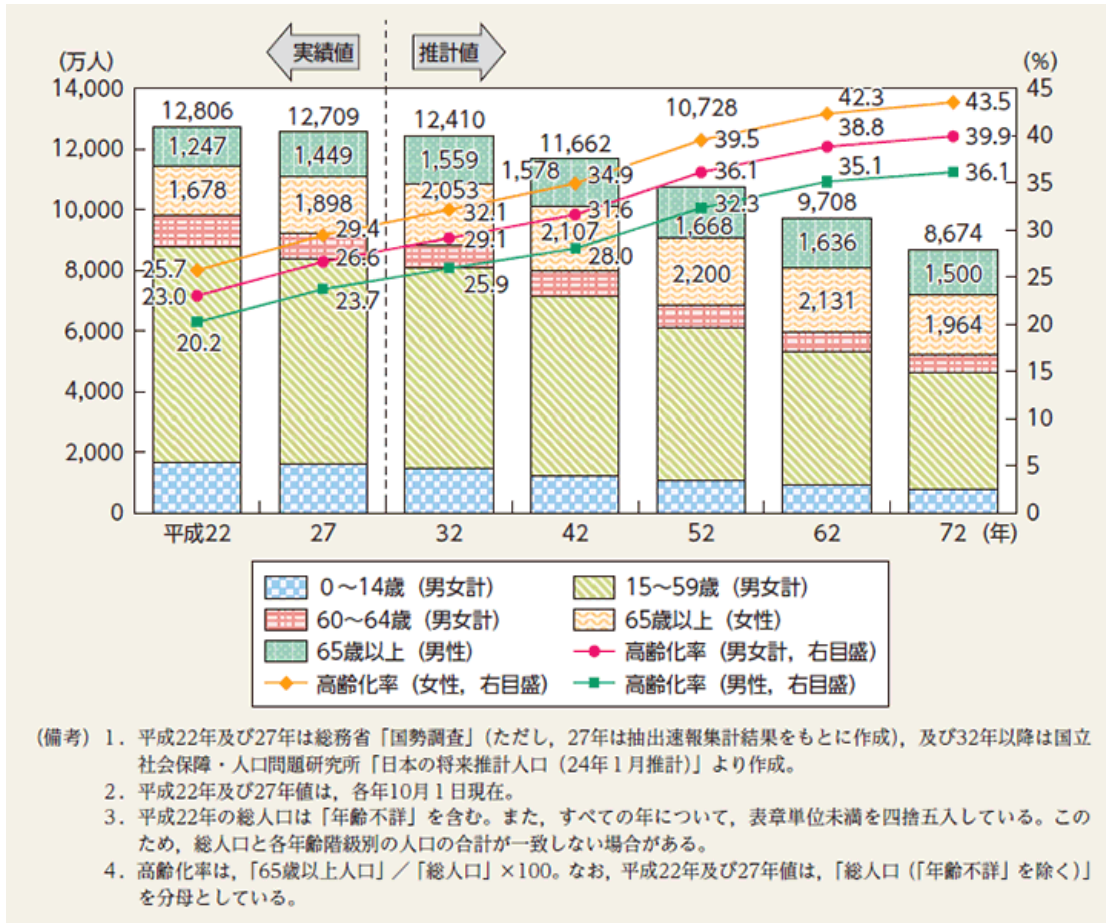
#### (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進

- ① 貧困等生活上困難な女性等への支援
- ② すべての人が安心して暮らせる環境の整備

#### (4) 社会全体での子育て支援

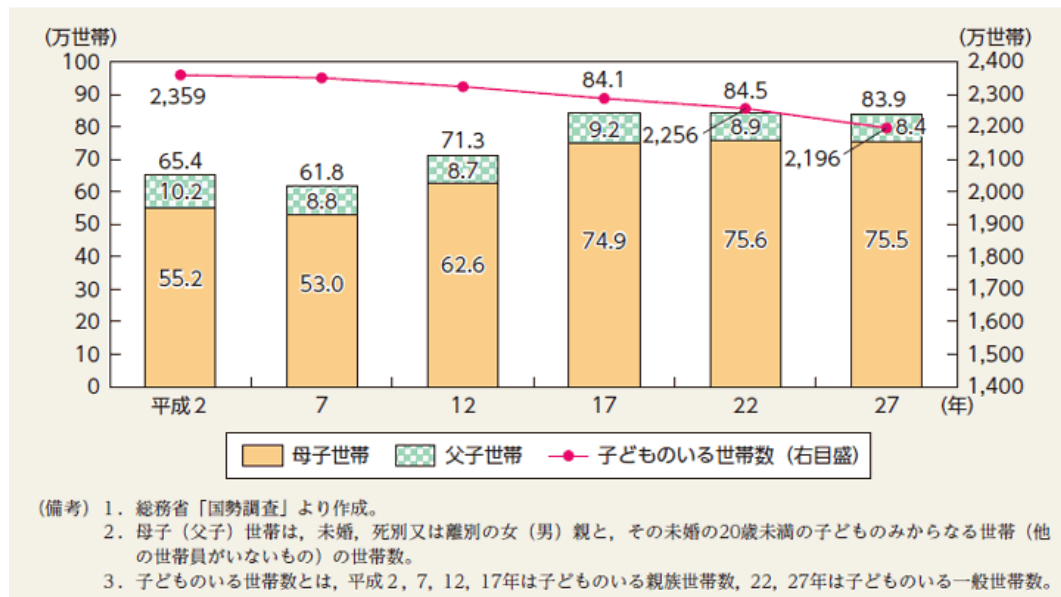
- ① 多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進
- ② 子育て相談・支援関連の情報の提供

【資料】年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



（内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より）

【資料】母子世帯数及び父子世帯数の推移



（内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より）

## 基本方向3. 生涯学習の推進

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女平等参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進しなければなりません。

特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性の\*エンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための取組の充実に努めます。

### (釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

\*エンパワーメント

直訳すると、「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等参画社会の実現に重要であるという考え方。

## 【施策の方向と取組の概要】

### (1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

- ① 地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進
- ② 男女の社会参画促進と学習機会の充実

### (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

- ① 関連施設における情報の提供充実
- ② 市民の学習ニーズに応じた情報の提供



## 基本方向4. 生涯にわたる男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会形成にあたっての前提であり、男女が共に心豊かに生き生きと暮らすためには、何よりも心と体の健康が基本となります。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するため、\*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要になります。

これらを踏まえて、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるとともに、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援する取組を推進します。

### （釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。

## 【施策の方向と取組の概要】

### （1）妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

- ① 妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実
- ② 不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供

### （2）男女平等の視点に立った性教育の促進

- ① 性に関する正しい情報の提供と教育の推進
- ② 思春期における保健対策の推進

### （3）成人期・高齢期における健康づくり支援

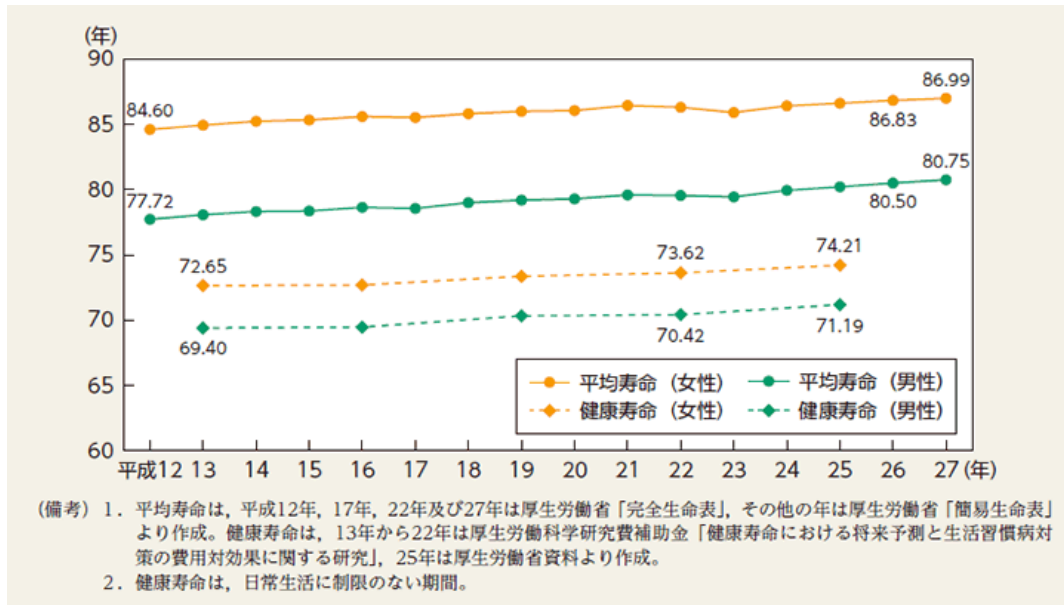
- ① 医療相談や情報の提供
- ② 健康づくりを意識した啓発活動推進

### （4）保健・医療体制の充実

- ① 市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実

<p>*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (性と生殖に関する健康と権利)</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス・ライツには、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて自分の健康を主体的に守って生きることを言います。</p>
--	--

【資料】平均寿命と健康寿命の推移（男女別）



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

# 第 3 章



# プランの推進

## 1 プランの推進体制

### (1) 釧路市男女平等参画審議会

市民や事業者、学識経験者などで構成している釧路市男女平等参画審議会において、各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただくなど、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

### (2) 庁内推進体制

プランに基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら取組を進める必要があることから、全庁的組織である「釧路市男女平等参画推進庁内連絡会議」を通じて、男女平等参画施策を総合的かつ効果的に推進します。また、市職員がそれぞれの業務に男女平等参画の視点を活かすことができるよう職員研修等を行い、男女平等参画について市職員の認識を深めます。

### (3) 市民団体、事業者との連携

男女平等参画の推進に関して自主的な取組を行っている市民団体やグループを支援・育成し、連携を図ります。また、男女平等参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等により、事業者との連携に努めます。

### (4) 国、北海道との連携

男女平等参画の取組を効果的に推進するため、国や道などの関係機関と広範な連携を図ります。

## 2 プラン推進のための取組

### (1) 市民・事業者意識調査の実施

市民や事業者の男女平等参画に関する意識や実態を把握し、時系列的に比較・検証するため、男女平等参画に関する市民・事業者意識調査等を継続的に行います。

### (2) プランに基づく施策の進行管理

プランに基づく各施策の進行管理を行うため、年次的に進捗状況を把握していきます。

### (3) 市の施策にかかわる苦情への対応

市が実施する施策で男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情等の相談を受け、問題の解決に向け、適切に対応します。

# 【 各 部 関 連 事 業 】

(平成29年度時点)

## 基本目標 I 男女の人権の尊重

### 1 男女の人権についての認識浸透

#### (1) 多様な機会を通しての広報・啓発

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男女平等意識の浸透	・男女共同参画週間に合わせた通信発行等の取組	・男女平等参画通信の発行（公共施設等資料コーナー設置）  ・その他情報の提供	総合政策部	14
②各種講座、講演会の開催	・啓発講座の開催  ・関連課との共催講座  ・啓発資料の配布	・講演会等の開催  ・市職員対象セミナー開催  ・女性のスキルアップのための講座  ・「思春期保健講座」（中学生、高校生対象）  ・中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業  ・生涯学習まちづくり出前講座（男女平等ってなあに）  ・各講座、成人式、公共施設での啓発資料の配布	総合政策部  総務部  こども保健部  こども保健部 学校教育部  こども保健部 学校教育部  生涯学習部 総合政策部  総合政策部	14
③男女平等参画通信の発行、広報紙・ホームページの活用	・男女平等参画通信発行  ・その他資料の配布  ・各種講座のPR/取材依頼  ・広報紙への啓発記事掲載	・通信の発行  ・国・道・関連資料  ・男女共同参画週間記事掲載・DV防止関連記事掲載（6月・11月）	総合政策部  所管部全般  所管部全般  所管部全般	14

## (2) 調査活動及び情報の収集・提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①国内法等、女性に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正などの情報提供</li> <li>・国、道、道内各市からの情報収集・提供</li> <li>・通信発行</li> <li>・パンフレットの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV・均等法・育児・介護休業法の改正時記事掲載</li> <li>・各種女性関連法整備及び関連事業に関する情報のお知らせ</li> </ul>	所管部全般  総合政策部  総合政策部  総合政策部	14
②関連団体との連携を通して地域への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性団体等を通しての資料の配布</li> <li>・庁内関連課の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体開催事業の情報提供</li> <li>・子育て・DV関連事業などの情報提供</li> </ul>	総合政策部  所管部全般	14
③男女平等に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査</li> <li>・企業調査</li> <li>・労働基本調査</li> <li>・ひとり親生活実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等に関する意識・実態調査</li> <li>・市内事業所対象</li> <li>・市内事業所対象</li> <li>・母子・父子家庭の生活実態調査</li> </ul>	総合政策部  総合政策部  産業振興部  こども保健部	14

## (3) メディアにおける男女の人権への配慮

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとられない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書販売の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視員の立ち入り調査</li> </ul>	学校教育部	15
②公的広報等における性差別につながらない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等参画の視点からの公的広報の手続き」(道作成)に基づく表現の推進</li> </ul>		総合政策部	15

## 2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

### (1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・教育相談</li> <li>・家庭教育支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい</li> <li>・24時間いじめカットライン</li> <li>・一般教育相談（市民、教職員、保護者、児童）</li> <li>・PTA等と連携した家庭教育に関する学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> <li>学校教育部</li> <li>学校教育部</li> <li>学校教育部</li> <li>学校教育部</li> </ul>	16
②学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差（ジェンダー）を理解する学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における道徳教育の推進を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育部</li> </ul>	16
③学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力や専門性向上のための研究会等開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育部</li> <li>総合政策部</li> </ul>	16

### (2) 家庭・地域における男女平等教育に関する教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援事業</li> <li>・啓発講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA等と連携した家庭教育に関する学習</li> <li>・DV・児童虐待関連講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育部</li> <li>こども保健部</li> </ul>	16
②子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭支援ガイドブック発行</li> <li>・子育て相談（子育て支援拠点センター）</li> <li>・子育て相談（親子つどいのひろば）</li> <li>・マタニティ講座（夫の参加）</li> <li>・育児相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのアドバイス、市の事業・制度を紹介</li> <li>・子育てに対する悩み等</li> <li>・子育てに関する悩み等</li> <li>・休日を利用して出産に向けた実技・講話</li> <li>・6～7カ月育児相談を利用し、親の心の成長について相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> </ul>	16

### 3 女性に対する暴力の根絶

#### (1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業）</li> <li>・生活安全施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース別協議と支援</li> <li>・相談員・関係者の研修会</li> <li>・暴力追放防犯運動団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> <li>市民環境部</li> </ul>	19
②「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画通信の発行</li> <li>・その他情報提供</li> <li>・広報紙掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の発行</li> <li>・啓発パンフレット等配布</li> <li>・情報提供と意識啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合政策部</li> <li>こども保健部</li> <li>総合政策部</li> <li>こども保健部</li> </ul>	19

#### (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業）</li> <li>・シェルター（民間NPO）への支援</li> <li>・DV相談・支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース別協議と支援</li> <li>・相談員・関係者の研修会</li> <li>・シェルターへの支援</li> <li>・配偶者暴力支援センターや警察との連携による被害者支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> </ul>	19
②被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力被害者サポーター養成講座等への参加</li> </ul>		こども保健部	19

#### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙掲載</li> <li>・職域からの要請講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供と意識啓発</li> <li>・市内事業所対象研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興部</li> <li>総合政策部</li> </ul>	19
②セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画通信発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の発行</li> </ul>	総合政策部	19



## 基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

### 1 就労の場における機会均等の推進

#### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

	数値目標	現状値
成果目標	事業所従業者数の女性従業者の割合 50%	H28年実績 46.4%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	22
	・広報紙掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	
	・均等法説明会	・情報提供と意識啓発	産業振興部	
②企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進	・市民意識調査と報告	・情報提供と意識啓発	総合政策部	22
	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で労働相談実施	産業振興部	
	・労働基本調査	・市内事業所対象	産業振興部	
③女性の雇用継続の促進	・広報紙等掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	22

#### (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で労働相談実施	産業振興部	22
②非正規雇用労働者等に関係する労働法の周知や関連する情報の提供	・各種制度の広報紙掲載	・情報の提供と制度の周知	総合政策部	22
	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	
	・関係機関・関係課連携	・情報提供と意識啓発	産業振興部	

#### (3) 職場における男女平等意識の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①職場における固定的な性別役割分担意識の是正	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	22
	・広報紙掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	
②男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	22
・広報紙掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部		

## 2 男女の仕事と家庭の両立

### (1) 育児・介護休業制度等の定着促進

	数値目標	現状値
成果目標	市の男性職員の育児休業取得率 5%以上	H28 年度実績 3.2%
	市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率 80%以上	H27 年度実績 86.3%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進	・市職員の育児休業等取得促進	・啓発PR紙の発行 ・リーフレット配布	総務部	26
②男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進	・男女平等参画通信掲載 ・広報紙掲載	・通信の発行 ・情報提供と意識啓発	総合政策部 総合政策部	26
③育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発	・男女雇用機会均等法（育児・介護休暇制度活用）の周知	・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部	26

### (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供	・関係機関等との連携	・情報提供	産業振興部 総合政策部	26
②女性の再就職を支援するための研修等の情報提供	・女性スキルアップ再就職支援 ・広報紙掲載	・国、道、他団体等との連携 ・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部 産業振興部 総合政策部	26

### (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

	数値目標	現状値
成果目標	子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28年実績 54,846人

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男性の家事・育児・介護への参画促進にむけた各種啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもチャレンジ（親子でわかさぎ釣り）</li> <li>・子育て応援プログラムいきいきライフ講座（親子で折り紙）</li> <li>・マタニティ講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と参加する講座</li> <li>・親子で参加する講座</li> <li>・夫も一緒に参加（講話と実践）</li> </ul>	生涯学習部  生涯学習部  こども保健部	26
②男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA等と連携した家庭教育に関する学習</li> </ul>	学校教育部	26
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、セミナー等開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供と意識啓発</li> </ul>	総合政策部 こども保健部	26
④家事・子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・地域子育て力推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援</li> <li>・「せわずき・せわやき隊」による子育て家庭の応援</li> </ul>	こども保健部  こども保健部	26

### 3 多様な働きかたを可能にする環境整備

#### (1) 男女の職業能力の開発と就業支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報の提供等の支援	・再就職セミナー	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部	33
②情報通信機器を活用した働き方への相談・支援	・講習会等の開催情報提供	・道、他団体等との連携	産業振興部	33

#### (2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供	・各種講座の開催情報の提供	・情報誌、ホームページ等	産業振興部	33
②関係機関との連携等による相談・支援	・実務研修セミナー	・道、産業支援機関と連携 (人材育成事業)	産業振興部	33

#### (3) 農業等自営業に従事する女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進	・家族従事者の実態把握  ・啓発、情報提供	・組合等他団体との連携  ・組合等他団体との連携	総合政策部 産業振興部 水産港湾空港部	33
②女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進	・農業の担い手の育成	・研修会の開催	産業振興部	33
③女性が働きやすく、活動しやすい環境整備の推進	・酪農ヘルパー事業への支援	・農休日普及の推進	産業振興部	33

#### 4 女性の職業生活における活躍の推進

##### (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

	数値目標	現状値
成果目標	【再掲】 子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28年実績 54,846人
	【再掲】 市の男性職員の育児休業取得率 5%以上	H28年度実績 3.2%
	【再掲】 市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率 80%以上	H27年度実績 86.3%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①長時間労働慣行の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、セミナー等開催</li> <li>・ 特定事業主行動計画の促進（市役所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供と意識啓発</li> <li>・ 通信の発行</li> </ul>	総合政策部 総務部	34
②多様な働き方を選択できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、セミナー等開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供と意識啓発</li> <li>・ 法及び各種制度の周知</li> </ul>	総合政策部	34
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、セミナー等開催</li> <li>・ 特定事業主行動計画の促進（市役所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供と意識啓発</li> <li>・ 通信の発行</li> </ul>	総合政策部 こども保健部 総務部	34
④役員・管理職への女性登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業への働きかけ</li> <li>・ 特定事業主行動計画の促進（市役所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 研修等の実施</li> </ul>	総合政策部 総務部	34
⑤家事・子育て支援の促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 地域子育て力推進事業</li> <li>・ 特定事業主行動計画の促進（市役所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会の関わりをつくり子育て支援</li> <li>・ せわずき・せわやき隊</li> <li>・ 各種両立支援制度の周知と活用促進</li> </ul>	こども保健部 こども保健部 総務部	34

## (2) ハラスメントのない職場の実現

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①妊娠・出産等による解雇等の防止	・企業への働きかけ	・情報提供と意識啓発	総合政策部	34
②相談体制の充実	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で相談実施	産業振興部	34
③職場研修等による意識啓発の推進	・広報紙等掲載 ・通信の発行（市役所）	・情報提供と意識啓発	総合政策部 総務部	34

## (3) 女性のライフステージに応じた支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援	・女性就労困難者就労支援	・中間的就労や軽作業の体験	産業振興部	35
②女性の雇用継続の促進（再掲）	・広報紙掲載 ・特定事業主行動計画の促進（市役所）	・情報提供と意識啓発 ・各種両立支援制度の周知と活用促進	総合政策部 総務部	35
③女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）	・女性スキルアップ再就職支援 ・広報紙掲載	・国、道、他団体等との連携 ・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部 産業振興部 総合政策部	35
④起業を志望する女性への支援	・女性の創業チャレンジ支援	・創業事例紹介や支援制度の説明	産業振興部	35

## 基本目標 III あらゆる分野への男女平等参画の推進

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

	数値目標	現状値
成果目標	各種審議会等委員の女性委員の登用割合 40%を達成すること	H29 年度実績 39.9% (性別配慮が困難な委員を除く)

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する	・男女平等参画推進庁内連絡会議		総合政策部	39
	・関係団体との連携		総合政策部	
②女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める	・関係団体との連携	・情報提供と意識調査	総合政策部	39
	・市民意識調査		総合政策部	
	・男女平等参画審議会		総合政策部	

#### (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大	・男女平等参画推進庁内連絡会議		総合政策部	39
	・関係団体との連携		総合政策部	

#### (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供	・国、道、関係機関等からの情報収集・提供	・情報提供	総合政策部	39
	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	
②企業をはじめ各種団体などさまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大	・企業意識調査	・情報提供と意識調査	総合政策部	39
	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	
③さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用	・関係団体との連携	・情報の収集	総合政策部	39

## 2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

### (1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①PTA・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等への参加</li> <li>・PTAおやじの会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区における父親参加の活動</li> </ul>	総合政策部 学校教育部 総合政策部	42
②地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体との連携による啓発講座・事業開催</li> <li>・道外派遣研修</li> <li>・家庭生活カウンセラー養成講座</li> <li>・コミュニティーリーダー養成</li> <li>・地域学校協働本部</li> <li>・市民運動の啓発活動</li> <li>・消費者教育・啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年派遣</li> <li>・毎年3級・2級を交替開催</li> <li>・地域教育力向上及び指導者支援</li> <li>・地域と学校の連携・協働</li> <li>・各種研修会の開催</li> <li>・出前講座等各種学習会の開催</li> </ul>	総合政策部 総合政策部 総合政策部 学校教育部 学校教育部 市民環境部 市民環境部	42



## (2) 家庭・地域における男女平等参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域における自主活動組織への情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性団体役員研修</li> <li>・各種講座</li> <li>・コミュニティーリーダー養成</li> <li>・地域学校協働本部</li> <li>・地域組織への活動費一部助成</li> <li>・活動支援・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供</li> <li>・地域教育力向上及び指導者支援</li> <li>・地域と学校の連携・協働</li> <li>・活動支援と情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合政策部</li> <li>総合政策部</li> <li>学校教育部</li> <li>学校教育部</li> <li>市民環境部</li> <li>総合政策部</li> </ul>	42
②男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指し、各種講座の開催及び情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもチャレンジ（親子でわかさぎ釣り）</li> <li>・わくわくセカンドライフ、釧路学教養講座、子育て応援プログラムいきいきライフ講座、ふるさと講座、くしろ市民大学</li> <li>・マタニティ講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と参加する講座</li> <li>・生涯学習の一環としての講座</li> <li>・夫も一緒に参加（講話と実践）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習部</li> <li>生涯学習部</li> <li>こども保健部</li> </ul>	42

## (3) 男女平等参画に関する活動への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男女平等参画センターを拠点とした関係団体等への情報提供や支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画センターの運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点の運営</li> <li>・情報提供と支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合政策部</li> </ul>	43

#### (4) 防災分野における男女平等参画の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大	・釧路市防災会議	・地域防災計画の策定等に女性委員の参画	総務部	43
②女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定	・各種防災訓練の実施	・自主防災組織や市の防災訓練への家族での参加を促す	総務部 消防本部	43
③男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進	・出前講座等の開催	・情報提供 ・防災活動への男女平等参加を促す	総務部	43
④消防団における女性の参画促進	・女性消防団員の入団促進	・各分団による地域（自主防災組織、町内会等）との連携	消防本部	43

#### (5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①姉妹都市等との交流を通じ異文化・価値観の多様性の理解促進	・姉妹都市等との連携強化	・情報交換及び連携	総合政策部	43
②世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進	・国際交流団体との連携強化	・情報交換及び連携	総合政策部	43
③国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供	・男女平等参画通信掲載	・情報提供	総合政策部	43

## 基本目標 IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

### 1 相談・支援体制の充実

#### (1) 相談窓口体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種相談機関の連携及び相談窓口の周知	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	45
	・母子・女性関係相談	・相談と指導の実施	こども保健部	
	・各種相談窓口の周知用チラシ作成	・情報の提供	総合政策部	
	・広報紙掲載	・各種相談窓口の周知	総合政策部	
	・男女平等参画通信掲載	・通信の発行	総合政策部	

#### (2) 支援機能の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談員の資質向上とサポート体制の充実	・研修機会等の情報提供等	・関係団体との連携	総合政策部 関係各部	45
②関係機関との連携による支援の充実	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	45

## 2 安心して暮らせる環境の整備

### (1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①介護予防対策の促進と介護支援の充実	・介護予防事業の充実	・予防教室等の開催	福祉部	46
②就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援	・社会参加、就業促進	・シニア向けお仕事説明会の開催支援	福祉部	46
	・就業機会確保事業	・シルバー人材センター運営支援	産業振興部	
	・生きがい対策事業	・研修会等の開催	福祉部	
	・老人クラブ活動促進	・研修会等の開催	福祉部	

### (2) 障がい者の自立した生活の支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進	・自立支援給付、地域生活支援事業の充実	・各種サービスの提供	福祉部	46

### (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①貧困等生活上困難な女性等への支援	・ひとり親家庭の自立支援	・相談の充実	こども保健部	46
	・生活困窮者の自立促進	・就労サポート支援促進 ・家庭ホームヘルパー派遣 ・生活相談支援センターでの相談支援と就労支援	福祉部	
②すべての人が安心して暮らせる環境の整備	・くしろ国際交流プラザの運営	・市内在住外国人等の受入体制づくり	総合政策部	46
	・通訳者登録制度の運用	・研修会の実施	総合政策部	

(4) 社会全体での子育て支援

	数値目標	現状値
成果目標	【再掲】 子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28年実績 54,846人
	ファミリーサポートセンター会員数 H26年実績981人 10%増	H28年実績 1,138人 (105%)

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業	・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援	こども保健部	46
	・特別保育サービス	・時間延長保育、障がい児保育など	こども保健部	
	・「すきやき隊」による子育て支援	・地域との連携による子育て支援	こども保健部	
	・ファミリーサポートセンター事業による育児支援	・地域における子育て支援	こども保健部	
	・支援ガイドブック発行	・情報提供	こども保健部	
	・放課後児童クラブ	・共稼ぎ家庭の小学生に対し児童館等を利用し遊びと生活の場を提供	こども保健部	
	・児童館母親クラブ	・母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進	こども保健部	
②子育て相談・支援関連の情報の提供	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	46
	・地域子育て支援事業	・相談、情報収集・提供	こども保健部	

### 3 生涯学習の推進

#### (1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進	・生涯学習まちづくり出前講座	・市民の要請により、市職員が講師となり行う出前講座	生涯学習部	48
	・各種生涯学習講座開催	・生涯学習推進のための講座	生涯学習部	
②男女の社会参画促進と学習機会の充実	・関係女性団体活動支援	・毎年派遣 ・情報提供	総合政策部	48
	・コミュニティー施設の運営		市民環境部	
	・道外派遣研修		総合政策部	
	・各種情報誌の設置		総合政策部	

#### (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①関連施設における情報の提供充実	・各施設への資料配布依頼	・市役所・各支所・コミュニティセンター・生涯学習センター・交流プラザさいわい・図書館他	総合政策部	48
②市民の学習ニーズに応じた情報の提供	・広報紙掲載	・生涯学習情報の提供 ・情報の提供	生涯学習部	48
	・情報コーナーの設置		総合政策部	

#### 4 生涯にわたる男女の健康支援

##### (1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

	数値目標	現状値
成果目標	マタニティ講座を受講したことで「妊娠・出産・育児に対する不安の解消に役立った」と答えた者の割合 100%	H28 年実績 98.5%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付及び健康相談</li> <li>・マタニティ講座</li> <li>・6～7ヶ月児育児相談</li> <li>・子育てに関する講座等</li> <li>・訪問指導、電話・来所による相談</li> <li>・育児支援家庭訪問</li> <li>・雇用機会均等法・労働基準法等の関連情報の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳交付時の個別相談</li> <li>・親の心構えや育児相談</li> <li>・育児相談を利用して親の心の成長について相談</li> <li>・食育や子育て等に関する教室など</li> <li>・家庭訪問、育児ダイヤル</li> <li>・産後支援や養育支援を必要とする世帯への支援</li> <li>・国、道、他団体等との連携と情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>こども保健部</li> <li>産業振興部</li> </ul>	49
②不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども保健部</li> </ul>	49

## (2) 男女平等の視点に立った性教育の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①性に関する正しい情報の提供と教育の推進	・ 思春期保健講座	・ 性差の理解および自分と相手を大切にすることを考える講座	こども保健部	49
	・ 思春期保健相談	・ 思春期の性と心の相談	こども保健部	
	・ 中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業	・ 実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい	こども保健部 学校教育部	
②思春期における保健対策の推進	・ 思春期教育関係職種会議	・ 学校・保健・医療など関係者のネットワーク構築 ・ 思春期の健康と性の問題等の専門研修	こども保健部	49

## (3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①医療相談や情報の提供	・ 健康教育	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部	49
	・ 健康相談	・ 電話、来所相談実施	こども保健部	
	・ 女性相談の充実	・ さまざまな女性の相談実施 (出産、母子、DV等)	こども保健部	
②健康づくりを意識した啓発活動推進	・ 各種健康講座	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部	49
	・ 若者健診	・ 生活習慣病予防検診(18~39歳対象)	こども保健部	

## (4) 保健・医療体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実	・ 医療体制の充実	・ 女性専門相談窓口(女性看護師対応)の設置	市立釧路総合病院	49



## くしろ男女平等参画プラン 〈平成30年度～39年度〉

発行年月 平成30年 月

発 行 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504. FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

<http://www.city.kushiro.lg.jp/>